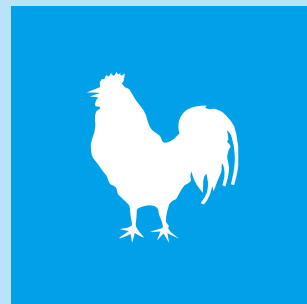
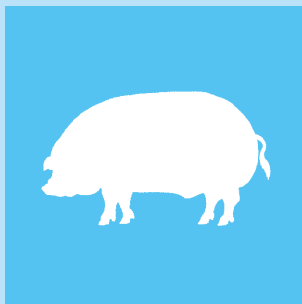
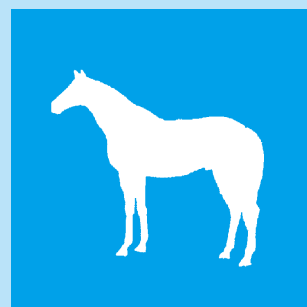
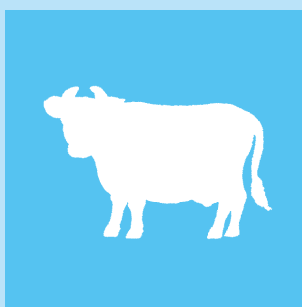


日本獣医師会小動物臨床部会
学校動物飼育支援対策検討委員会報告

学校動物飼育支援活動の標準化に向けて 活動のガイドライン



平成23年 6 月

社団法人 日本獣医師会

目 次

はじめに

1	地方獣医師会における活動推進状況の確認	3
2	学校獣医師制度創設と獣医師の活動	3
	(1) 獣医師会と行政との連携のための協議	
	(2) 活動の目的	
	(3) 活動の内容	
3	日本獣医師会の地方獣医師会への支援	5
	(1) 地方獣医師会の活動実績に関する情報の収集・提供	
	(2) 地方獣医師会学校動物飼育支援担当者の情報交換の場の設定	
	(3) 獣医師向け研修会の支援	
	(4) 地方獣医師会における獣医師や教育関係者に対する講習会の支援	
	(5) 学校教育課程における適正な動物飼育の実施に関する普及啓発	
	資料一覧	7

はじめに

学校における動物飼育は、命の大切さ、愛する心、思いやりの心などの情操教育に効果的であり児童や生徒の健全な育成に役立つと評価されている。また、児童生徒が年間を通じて、飼育及び観察・記録し、動物を飼育することは動物の世話やふれあいから責任感、協調性、自制心、自尊心、価値観の多様性などの心身の健全な発達ならびに豊かな人間性の涵養に寄与すると考えられ、平成23年に完全実施される新しい学習指導要領では生活科、理科、特別活動などの学習内容として取り入れられる。

獣医師が小中学校、幼稚園等教育関連施設で飼育している動物の習性、正しい飼い方、接し方、健康管理及び衛生管理等について指導、助言、支援することは、社会教育活動に効果的に寄与できる活動と考えられ、今後獣医師会における公益活動の柱として位置づけられる。

これまでも、学習指導要領の解説書では、学校における動物飼育については地域の獣医師と連携を図るよう明記されている。各地方獣医師会においては学校から相談があればいつでも協力できるような支援体制作りに努め、この体制を全国に広げることが重要である。

今期の委員会活動においては、地方獣医師会による活動の標準化のために具体的なガイドラインを示すこととした。本ガイドラインには、活動を推進するために各地域の具体的な方策や事例等の資料を掲載した。なお、地方獣医師会の協力により調査した平成21年度の全国状況を巻末に掲載したが、本ガイドラインが地域における獣医師会と教育行政との連携や協力を推進するうえで一助となれば幸いである。

委員長 近藤 信雄

1 地方獣医師会における活動推進状況の確認

学校における適切な動物飼育を推進するためには、地域の獣医師会が教育行政と連携して「管内教育施設の適切な動物飼育を支援する体制」を構築・維持することが重要である。そのためには、次項以下に示した獣医師会による学校の動物飼育支援活動の目的や在り方を、各地方獣医師会が確認して活動方針を共有することが必要である。

各地域において活動を推進するには、学校動物飼育委員会を設置して、事業内容を整理し随時体制構築の推進状況を把握しながら具体的な対応を図る必要がある。参考までに、平成19年に日本獣医師会が提言した活動指針に基づいて東京都獣医師会が作成した事業要綱など、先進地方会の要綱を示す（資料1）。

2 学校獣医師制度創設と獣医師の活動

学校獣医師制度は、各地域の教育施設において、児童の健全育成に有用な動物飼育活動を継続できるように、行政が、近隣の動物病院の獣医師の支援を得て、適正な飼育活動を維持するための制度である。その創設に関して、従来は、行政が獣医師会からの働きかけを受けて、獣医師会との連携を検討するようになる傾向が強いため、まず、獣医師会が主体的に活動を開始する必要がある。

(1) 獣医師会と行政との連携のための協議

連携する行政としては、都道府県政令市と市区町村が考えられるが、公立の小学校や幼稚園は市区町村自治体に属しているため、地域の学校に関わる契約等は、直接市区町村自治体と締結することが望まれる。地方獣医師会としては、都道府県政令市や市区町村の教育行政に働きかけ、その理解を得ながら連携を確保することが安定的な事業の実施につながる（資料2：自治体との連携構築に向けて）。

行政との相談にあたっては、地方獣医師会は教育委員会を窓口とするが、動物飼育は児童の衛生と健全育成の両方に関わる重要な事項なので、総括する学校教育部との交渉を求める必要がある（資料3：市区町村連携事業例）。

(2) 活動の目的

獣医師は、子どもの情操教育と動物愛護の両者のことを考慮し、以下の事項を活動の目的とする。

1) 「子どもが動物に愛着を感じる飼育」を実現する。

子どもが動物に愛着を感じない飼育は、子どもへの良い影響は与えられない。

2) 衛生環境を確保し、飼育管理指導を実施する。

獣医師の専門知識をもって、動物の衛生状態に不安を持っている学校関係者に必要な対応を知らせるとともに、必要な飼育管理の助言と支援を実施し、不安を解消させる。

なお、獣医師の助言により必要な管理を行うのは、学校であり、獣医師及び獣医師会が直接学校の飼育を管理することはできないことを認識すべきである。

3) 学校と地域との調和を図る。

保護者あるいは地域住民から、学校における動物飼育に関して批判を受けた場合や鳥インフルエンザ発生時に見られた誤解に基づく飼育放棄等に対して、獣医師が科学的な根拠を示して、学校側の対応が理解を得られるよう支援する。

(3) 活動の内容

獣医師及び獣医師会は、教育委員会と連携しながら以下の活動を実施する（資料4：学校にかかわる獣医師の留意点）。

1) 動物飼育に関する相談を受ける

傷病への対応、飼育方法の他、授業支援など学校の要望を協議し、可能な事例に対応する（資料5：診療記録簿書式例）。

2) 動物飼育指導

ア 講習会（都道府県、市区町村自治体単位、あるいは学校単位で開催）

目的：学校での動物飼育について、獣医師と教育関係者が共通の理解を持ち飼育管理指導を実施する。

内容：飼育活動の在り方と教育的意義のある実践例を示す。

（資料6：教員向け講演内容と留意点）

衛生環境の維持や飼育に係る課題への対応法。

教職員を対象とする動物とのふれあい実習。

イ 学校への定期訪問（資料 7：学校訪問時の記録書式）

目的：各教育施設の現状を把握し、改善に関する助言を行う。

方法：獣医師は学校側と事前に相談し、内容に応じて訪問する（少なくとも年に 1 回の訪問が望ましい）。訪問時は飼育の様子を観察して、飼育に関する助言を行い動物飼育に係る授業等を支援する（資料 8：動物ふれあい授業案）。訪問に当たっては、校長などの管理職と飼育担当教員の両者と面談し、学校の事情を理解しながら意見交換することにより、学校全体との共通理解を図ることが望ましい。

ウ 死亡動物への対応

目的：動物が死亡した際、子どもたちへの適切なケアを行う。

方法：動物の死亡原因を検査し、死について子どもの気持ちを考えながら説明し、お別れをさせ、学校には原因を説明し、助言を行う。

死体を霊園などの協力を得て、適切に埋葬する。学校側には、子どもの気持ちを考慮し、動物をそれ相当に扱うべきであると提案する（資料 9：契約書例）。

3 日本獣医師会の地方獣医師会への支援

日本獣医師会は、会員の協力及び社会的理解を得て、また、日本小動物獣医師会等他団体との協調の下、地方獣医師会の活動を以下のように支援する。

(1) 地方獣医師会の活動実績に関する情報の収集・提供

毎年度各地方会獣医師会から、管内における飼育支援事業の実績等の報告を受け、取りまとめて地方獣医師会に情報提供する。また、同時に関係者にも情報提供を行なう（資料 10：地方獣医師会支部の活動に関する調査紙、巻末：平成 21 年度地方獣医師会活動状況）。

(2) 地方獣医師会学校動物飼育支援担当者の情報交換の場の設定

地区連合大会、日本獣医師会三学会年次大会などにおいて、各地方獣医師会の担当者

による会議を設置し、地域活動推進のための情報交換の場とする。

(3) 獣医師向け研修会の支援

地方獣医師会に学校動物飼育支援に関する指導的な獣医師グループを構築するために、日本獣医師会獣医学術学会年次大会の場等において、飼育支援の基礎と子どもへの関わり方などについての実習などを、関係団体と協力して開催する。学校獣医師養成の研修会に対し、国からの支援を要請する。

(4) 地方獣医師会における獣医師や教育関係者に対する講習会の支援

学校での動物飼育活動の普及啓発・円滑支援を行うためには、地方獣医師会が会員の獣医師に対して学校動物飼育への理解と協力が重要である。そのためには、獣医師に対する飼育支援方法、診療技術や動物介在教育に関する研修、講習会の開催、また、教育関係者や市民への講座や研修の開催が必要である。講習会の充実を図るため、地方獣医師会の要望に応じて、関連分野での講師を紹介する必要がある(資料 11:紹介講師名簿)。

(5) 学校教育課程における適正な動物飼育の実施に関する普及啓発

動物愛護法や動物飼育に関する情報を提供することにより、その意義と方法が認識され理解につながる。日本獣医師会と地方獣医師会は、全国の獣医師会の実績、獣医師の支援のある学校での動物飼育が子どもに与える影響と教育的効果の調査結果を各界に発表していく必要がある。また獣医師や教員、保護者、マスコミが一同に集って学校における動物飼育とそれを支える獣医師会の支援体制などについての情報交換を行う場である全国学校飼育動物研究会等の大会を支援し、これを普及啓発の場として活用するべきである。(資料 12:学校教育課程における動物飼育の適正実施の普及啓発、資料 13・14:学校動物飼育の子供への影響事例)

また、教育現場における普及の方法論としては、教員養成大学の中での飼育にかかわる授業科目の創設の推進が挙げられる。地方獣医師会と大学が連携して、動物飼育授業が行なわれ単位の取得がなされることにより、よりよい教育者を育成できると考えられる。(資料 15:動物飼育と教育の参考書)

資料一覧

資料1：学校動物飼育支援のための事業要綱	
群馬県獣医師会	学校獣医師指定要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・11 平成22年度動物ふれあい教室事業実施要項 動物ふれあい教室事業実施事務手続き
東京都獣医師会	学校飼育動物活動事業要綱
岐阜県獣医師会	学校飼育動物サポート事業マニュアル
新潟県獣医師会	学校飼育動物ス園事業実施マニュアル・実施規則
滋賀県獣医師会	学校飼育動物事業委員会運営要項
福岡県獣医師会	学校動物等調査研究活動実施要領
資料2：自治体との連携構築に向けて・・・・・・・・・・	27
市区町村行政との連携構築に向けて	中川美穂子
福岡県獣医師会と連携した事業等の経過とその成果	
資料3：市区町村連携事業（例東京都、岐阜県）・・・・・・・・	30
平成20年度東京都獣医師会支部学校飼育動物関連事業一覧	
岐阜県における学校飼育委託事業	
資料4：学校にかかわる時の留意点	中川美穂子「学校獣医師の役割と診療」より・・・34
資料5：診療記録簿書式例・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
群馬県獣医師会	動物ふれあい事業業務結果書
東京都獣医師会	()市学校飼育動物診療・指導記録
岐阜県獣医師会	学校飼育動物サポート記録 健康診断（異常個体）チェック 学校飼育動物相談・治療・講演 依頼書 報告書
新潟県獣医師会	平成22年度学校動物診療依頼書 平成22年度学校動物診療報告書 平成22年度学校飼育動物健康診断依頼書 平成22年度学校飼育動物健康診断報告書 平成22年度学校飼育動物年間診療明細書 平成22年度学校飼育動物健康診断実施明細書

滋賀県獣医師会 学校飼育動物に関する支援状況報告
福岡県獣医師会 学校飼育動物相談記録用紙

資料 6 : 教員向け講演内容と留意点 50
教員向け講演内容と留意点 中川美穂子「学校獣医師の役割と診療」より
福岡県獣医師会 学校における望ましい動物飼育のあり方について

資料 7 : 学校訪問時の記録書式 67
群馬県獣医師会 資料 5 参照
東京都獣医師会 () 市獣医師会定期学校訪問票
岐阜県獣医師会 資料 5 参照
新潟県獣医師会 資料 5 参照
滋賀県獣医師会 訪問記録

資料 8 : 動物ふれあい授業案 69
東京都獣医師会 飼育導入時のふれあい授業
群馬県獣医師会 資料 5 参照

資料 9 : 契約書例 71
東京都獣医師会 契約締結にあたって 契約書 説明書
岐阜県獣医師会 委託契約書 仕様書
新潟県獣医師会 学校(園)飼育動物診療・飼育指導・健康診断委託契約書
滋賀県獣医師会 業務委託契約書
福岡県獣医師会 「学校動物等調査研究活動」に関する覚書

資料 10 : 地方獣医師会支部の活動に関する調査紙 93
東京都獣医師会 平成 21 年度都内区市町村における学校飼育動物関連事業調査用紙
支部学校動物飼育支援関連事業調査紙

資料 11 : 紹介講師名簿 講師リスト 95

資料 12 : 学校教育課程における動物飼育の適正実施の普及啓発 中川美穂子 97

資料 13 : 学校動物飼育の子供への影響事例
学年動物飼育が動物に関する知識および心理的成長に与える影響 99

資料 14：学校動物飼育の子供への影響事例・・・・・・・・・・・・・・・・	100
学校で動物飼育を頑張った子は、社会への関心が高く素直に感動できる	
資料 15：動物飼育と教育の参考書・・・・・・・・・・・・・・・・	101
巻末 1：平成 21 年度学校動物飼育支援体制のまとめ・・・・・・・・	102
巻末 2：平成 21 年度学校動物飼育支援事業に係る地方会アンケート集計結果・・・・・・・・	103

学校獣医師指定要項

(趣 旨)

- 1 子どもたちと動物とのふれあいを通して動物愛護の精神の向上を図るとともに、動物由来感染症の防止など、安全で快適に学べる教育の場を提供するために、社団法人群馬県獣医師会（以下、獣医師会という。）との連携のもとに学校獣医師を指定する。

(指定方法)

- 2 群馬県が実施する動物ふれあい教室事業に参加する公立小学校及び特別支援諸学校の担当獣医師を群馬県教育委員会が学校獣医師として指定し、指定書を交付する。

(指定期間)

- 3 指定期間は年度単位とし、群馬県が獣医師会に動物ふれあい教室事業として委託する期間とする。

(業務内容)

- 4 学校獣医師は、次の各号に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 衛生管理指導

全ての事業対象施設に飼育動物の衛生管理指導等を行い、動物由来感染症防止対策（飼育動物の健康診断、飼育管理指導）を行うとともに、必要な治療を行う。

(2) 体験授業活動

登録施設のうち希望施設に対して「ふれあい体験授業*」を行い、動物愛護の啓発と学校授業への協力を行う。

(3) その他事業

本事業を普及し、動物の正しい飼育方法や愛護思想の普及を図るため、県総合教育センター等が行う講習会等の関係事業への協力を行う。

*ふれあい体験授業とは、飼育動物と子どもたちが直接ふれあう実体験授業を指す。

(その他)

- 5 この定めのほか、業務の円滑な実施のために必要な事項については、学校長と担当獣医師が協議して決定する。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成18年9月1日より施行する。

平成 22 年度動物ふれあい教室事業実施要項

(目的)

- 1 子供達が動物とのふれあいを通して、動物の生態や正しい飼い方等を体験し、動物愛護精神の啓発を図るとともに、動物由来感染症防止対策を講じ、安全で快適に学べる保育、教育の場を提供することを目的としている。

(事業実施者)

- 2 この事業は、群馬県知事（以下、「県」という。）が、社団法人群馬県獣医師会（以下、「獣医師会」という。）に業務委託して、実施するものとする。

(事業対象)

- 3 小動物等を飼育し、動物愛護指導に熱心に取り組み、且つ本事業の導入を希望する幼稚園、保育所及び小学校、特別支援学校（以下、「事業対象施設」という。）で、県が予算の範囲で別に定める施設とする。

(実施期間)

- 4 本事業の実施期間は、年度単位で、獣医師会へ委託する期間（原則として1カ年間以内）とする。

(事業実施獣医師)

- 5 獣医師会は、各学校・幼稚園・保育所に派遣する獣医師を決定するものとする。

(事業項目)

- 6 この事業は、次の各号に掲げる項目を実施するものとする。
 - (1) 衛生管理指導
すべての事業対象施設に飼育動物の衛生管理指導等を行い、動物由来感染症防止対策（飼育動物の健康診断、飼育管理指導）を行うとともに、必要な治療を行う。
 - (2) 体験授業活動
登録施設のうち、希望施設に対して「ふれあい体験授業^{*}」を行い、動物愛護の啓発と学校授業への協力を行う。
 - (3) その他事業
本事業を普及し、動物の正しい飼育方法や愛護思想の普及を図るため、県教育指導センター等が行う講習会等の関係事業への協力を行う。

※ ふれあい体験授業とは、飼育動物と子供達が直接ふれあう実体験授業を指す。

(事業の方法)

- 7 業務の具体的実施方法については、県と獣医師会が協議して定めるものとする。ただし、この定めその他、業務の円滑な実施のために必要な事項については、各事業対象施設と担当獣医師の協議により決定できるものとする。

(事業の報告)

- 8 報告書の提出先
本事業が実施された場合には、担当獣医師から複写の業務結果報告書が提出されますので、学校等記入欄に感想、要望等を記入の上、公立の小学校、幼稚園、特別支援学校については、教育委員会経由で、私立幼稚園、保育所、国立小学校等は、FAX 又は郵送等により直接、衛生食品課あて送付ください。

報告先：

群馬県健康福祉部 食品安全局 衛生食品課 生活衛生係 動物愛護担当

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

TEL 027-226-2445 FAX 027-220-4300

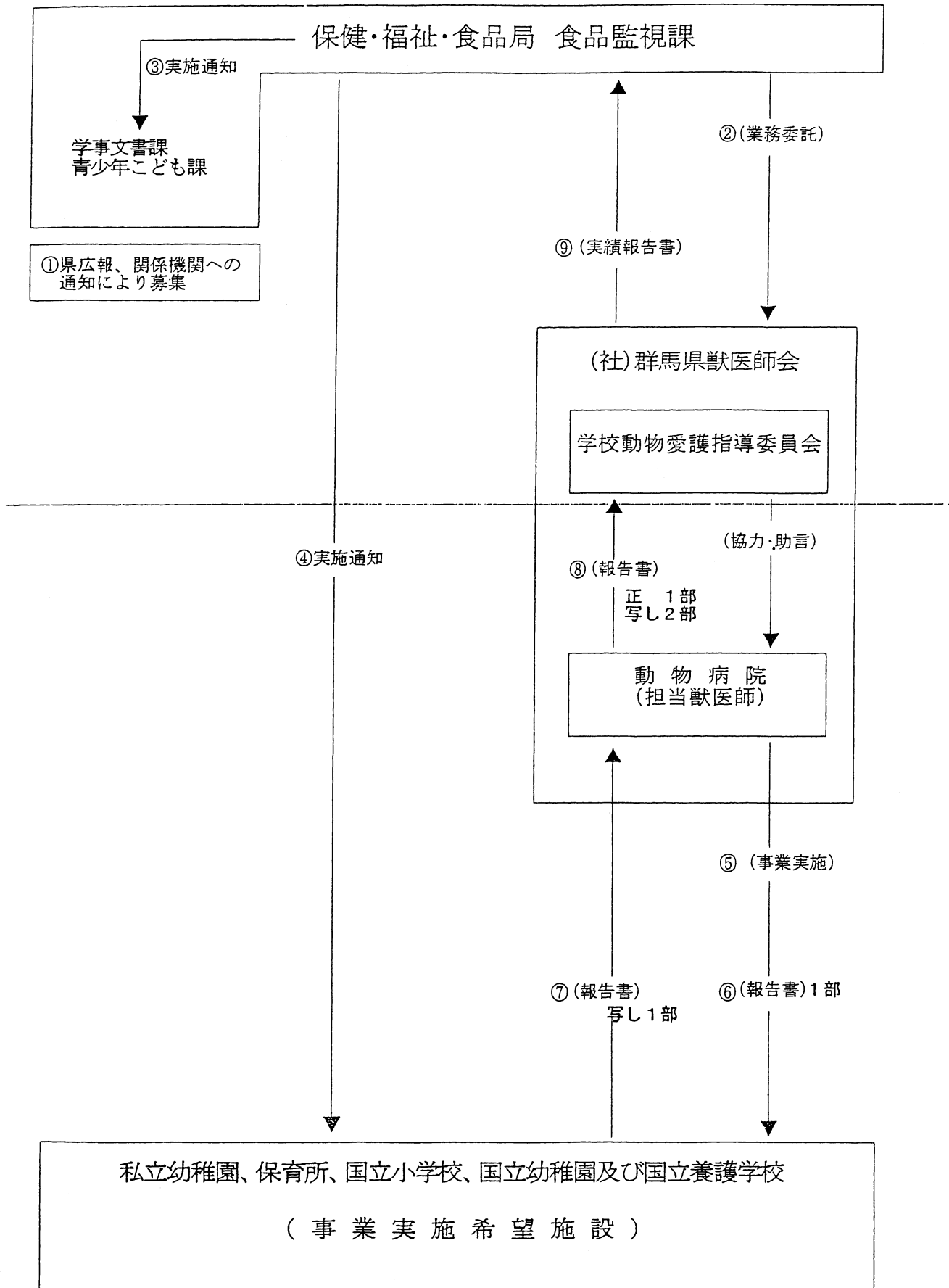
附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年度動物ふれあい教室事業委託契約締結時から施行する。

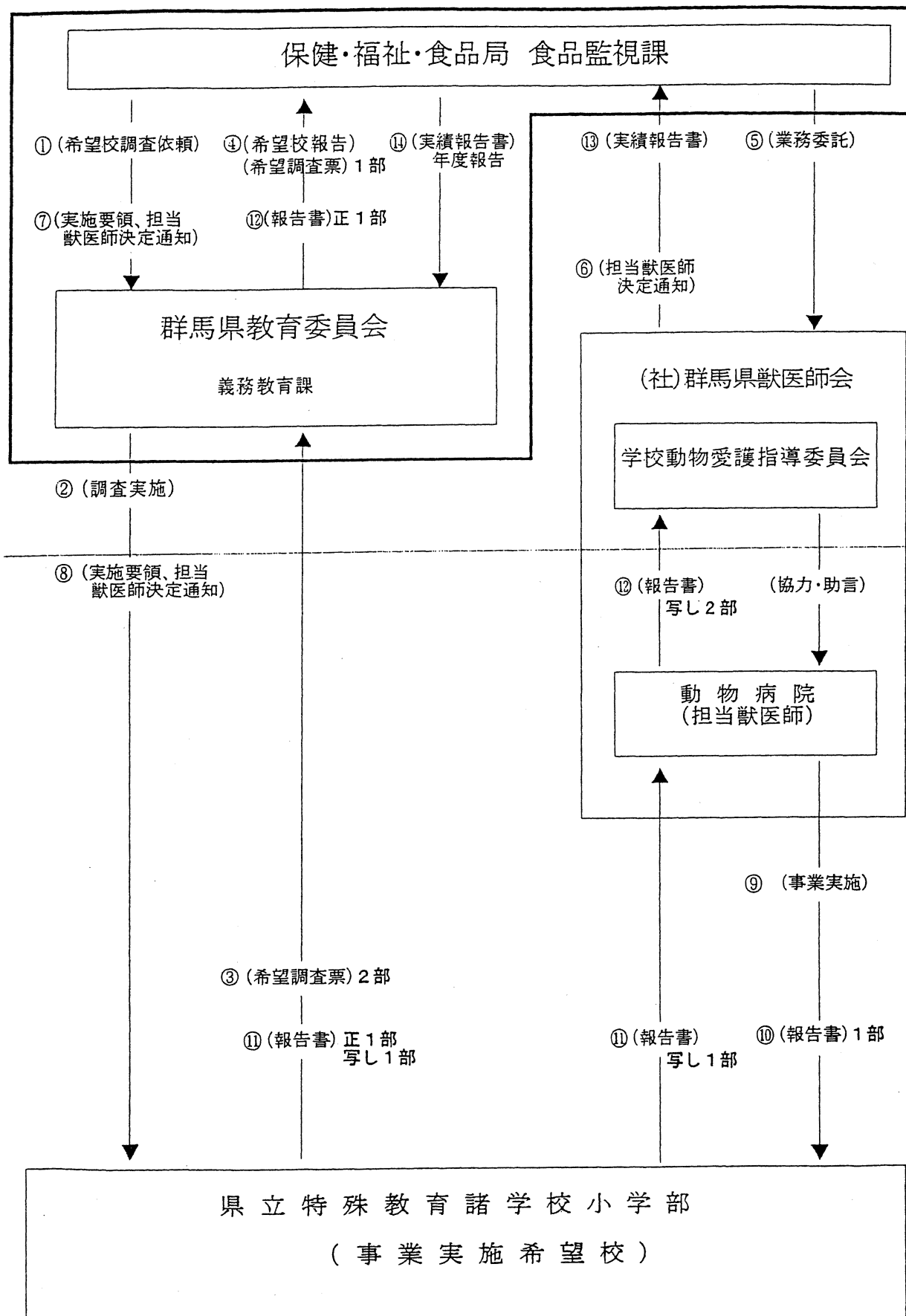
動物ふれあい教室事業実施事務手続き

【私立幼稚園、保育所、国立小学校、国立幼稚園及び国立養護学校】



動物ふれあい教室事業実施事務手続き

【県立特殊教育諸学校小学部】



社団法人 東京都獣医師会 学校飼育動物活動事業要綱

前文

青少年の問題行動が増加し、少年犯罪の頻発、凶悪化、低年齢化の進む中、文部科学省の学習指導要領（解説書）の中に「動物飼育について地域の獣医師との連携と指導」が明記されるようになり、学校飼育動物を通じての体験教育は子どもたちの心の成長に果たす役割が大きいとされている。

また、ヒューマンアニマルボンド（人と動物の絆）の研究において、人と動物の相互作用から生まれる人への好影響が科学的に解明されてきて、そのことは子どもたちの心身の発達のためには欠くことのできないものとなっている。昨今では育児家庭での動物飼育が減少し、特に都市化や少子化の進む東京都においては、学校等での動物飼育はよりいっそう重要になってきている。

これらを踏まえ、本会の学校飼育動物支援活動は、公益法人として、また獣医師という専門家として学校飼育動物の飼育および公衆衛生指導を介して、子どもたちと学校飼育動物の健康を守り、これからの社会を担う子どもたちの情操教育および科学教育を支援することを目的としている。

この活動において、本会は専門的な立場から、教育委員会・学校関係者などと、それぞれの必要性の共通認識を持ち、連携していくことが大切であり、その際に「地域の学校の要請に応じて専門家集団として積極的な活動を行い、実績を積み重ねて徐々に恒久的な連携体制を作るよう、学校や教育委員会に働きかけることが問題解決への早道である。」という認識を会員が共有する必要がある。

また、本会が一体となってこの活動を発展させるためには、現状の問題を真摯に受け止め、活動の方向性を明確に打ち出し、本部と支部とが目的意識を共有できるような体制を構築しなければならない。また各支部への支援体制は、画一的なものではなく、それぞれの支部の置かれている状況に応じて、地域に即した協力体制を整えることが必要である。

そして最終的には、すべての学校に学校獣医師としての会員獣医師の配置が行われ、子どもたちの健全育成に寄与することを目標に活動を推進していくものとする。

名称

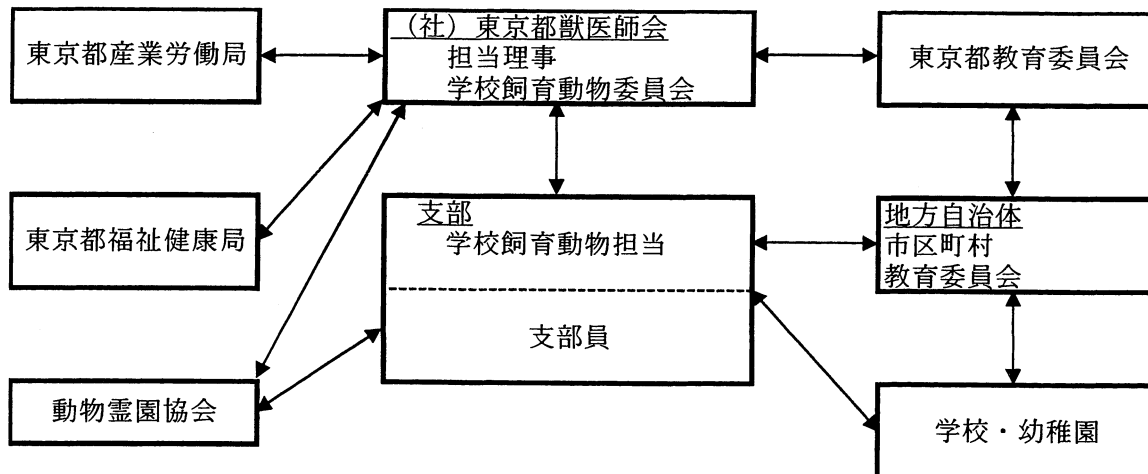
（社）東京都獣医師会（以下、本会と称す）が公益法人として都内学校飼育動物に関わる活動を学校飼育動物活動事業（以下、本事業と称す）といい、本事業はこの要綱に定めるところにより行う。

目的

本事業は、獣医師としての専門的な立場から子どもたちへの情操教育や科学教育、および動物愛護精神の育成を支援し、人獣共通感染症に対する予防および啓発活動を行うことにより、子どもたちの健全育成に寄与することを目的とする。また、そのために、すべての学校に学校獣医師として獣医師が配置されるように配置されるように図るものである。

組織および連携

1. 本会は本事業の推進を図るために学校飼育動物委員会を設置する。
2. 本会の開業支部に学校飼育動物担当者をおく。
3. 本会および支部は以下に示す協力関係を構築し事業の推進に努める。



活動

本事業推進のため以下の活動を行う。

1. 本会
 - ① 本要綱に基づき、支部活動、委員会活動が円滑に進むよう、関係各機関への活動の意義、必要性を発信する。
 - ② 全国の情報を収集し、関係各機関および各支部に対して発信する。
 - ③ 関係各機関への支援要請などの働きかけを行い協議の場をもうける。
 - ④ 全国の獣医師会と連携し、本事業が円滑に進むよう努力する。
2. 学校飼育動物委員会
 - ① 各支部の活動状況を集積、分析し本会へ報告し、助言する。

- ② 各支部の要請に応じて必要な協力、支援を行う。
- ③ 必要に応じ、関係各機関との協議の場を設ける。

3. 支部

- ① 学校現場を支援するために、地域の教育委員会ならびに学校関係者と緊密な連携を構築し、学校飼育動物の飼育および健康管理に専門的な立場として積極的に関わっていく。
- ② 各支部で、地域の関係各機関に対して支援要請の働きかけを行うよう努める。
- ③ 本会および委員会と連絡し、支部の現状等についての報告を行う。

雑則

本事業を推進するにあたり、この要綱に定めない不測の事態が生じた場合は、理事会において状況に応じ協議し適切な措置をとることができる。

附則

この要綱は平成18年5月11日から施行する。

学校飼育動物サポート事業マニュアル

(社) 岐阜県獣医師会

1 事業の目的

獣医師が専門的知識・技術に基づき、学校で飼育されている動物の適正な飼育管理・衛生管理を指導することにより、当該動物の健康を守るとともに、動物からの危害・病気の感染の未然防止による児童の安全の確保を図り、併せて、動物愛護思想の普及、啓発を図る。

2 事業の対象

学校飼育動物を飼育しており、かつ、社団法人岐阜県獣医師会(以下「県獣医師会」という。)と市町村または市町村教育委員会等(以下「市教委等」という。)の間で委託契約を締結している、当該市町村内の小学校、幼稚園等(以下「教育施設」という。)を指導の対象とする。

3 事業の実施者

(社) 岐阜県獣医師会会員とする。

4 事業の実施方法

1) 日程の調整および通知

- (1) 各支部において市教委等および教育施設と予め日程を調整し、指導する担当獣医師を決定する。
- (2) 様式 1 により県獣医師会へ報告するとともに、市教委等および教育施設に通知(口頭で可)する。

2) 当該教育施設への訪問

- (1) 訪問した場合は、校長、園長または担当教師等と面談し、趣旨説明、業務内容の説明、担当獣医師の紹介等を行う。
- (2) 当該施設における飼育動物に対する考え方(教育方針等)について努めて情報収集に当たる。

3) 業務の実施

- (1) 飼育動物について、個体または群を単位として必要な検査、調査、診断および処置(以下「検査等」という。)を行うとともに、指導を行う。
- (2) 検査等の具体的内容は次のとおりとする。
 - ①飼育状況の把握(飼育舎の構造、環境、飼育管理技術等、)
 - ②健康状態の把握(健康診断、衛生管理技術等)
 - ③糞便検査(病原性大腸菌 O-157、サルモネラ菌、寄生虫卵)
 - ④ワクチン接種(ニワトリ、チャボ等に対するニューカッスル病)
 - ⑤その他、担当獣医師が必要と認める措置
- (3) 指導に当たっては次のとおりとする。

- ①児童、担当教師、飼育者等に対し飼育動物に関する質問、相談に応ずる。
 - ②検査等の結果に基づき、飼育管理、衛生管理に関して指導する。
 - ③この際当該施設は教育施設であることに鑑み、会話等には十分な教育的配慮に努めるものとする。
- (4) 指導、検査等の結果については様式 2 サポート記録、様式 3 健康診断チェック・チャートおよび様式 4 報告書に記録する。
- 4) 報告
- (1) 担当獣医師（チームの代表で可）は、事業が完了したら速やかに各支部事務局に、報告する。（年度末は 2 月末日までとする。）
 - (2) 各支部事務局は、市教委等および教育施設に対し文書で指導する。また、これらを取りまとめ、すみやかに県獣医師会に報告する。
 - (3) 県獣医師会は、委託契約書に基づき必要な事項を市教委等に報告する。

学校飼育動物支援事業

実施マニュアル

平成 19 年 4 月 1 日

公益社団法人新潟県獣医師会

学校飼育動物対策委員会

〔目 的〕

この事業は、新潟県内の小学校等の教育施設(以下「学校等」)において飼育される動物(以下「学校飼育動物」)の健康診断、飼育指導、保健衛生指導及び診療を実施することにより、学校飼育動物が適正に飼育されること、並びに動物飼育が児童、生徒の健全な育成に寄与し、動物愛護精神の普及啓発に寄与することを目的とする。

〔内 容〕

- 事業の実施について、新潟県内の市町村教育委員会(以下「教育委員会」)と新潟県獣医師会(以下「獣医師会」)が学校飼育動物の診療、健康診断及び飼育指導に関する委託契約を締結する。
- 教育委員会は獣医師会と協議し、各学校等を担当する支援事業協力獣医師(以下「学校獣医師」)を定め、学校獣医師は担当校の診療、健康診断及び飼育指導を行う。
- 教育委員会は、事業実施に係る委託料を獣医師会に支払う。
- 獣医師会は、学校獣医師に対し協力費及び診療費補助金を支払う。
- 学校獣医師は、担当する学校等に対し年 1 回、訪問による定期健康診断と飼育指導を行う。
- 診療及び健康診断 1 件ごとに、依頼書及び報告書を作成し、教育委員会、学校等、学校獣医師及び獣医師会で保存し、年間集計を行う。
- 学校獣医師は、毎月、診療明細報告書を作成し、翌月 5 日までに獣医師会に提出する。
- 獣医師会は、必要に応じて飼育担当教職員及び児童、生徒に対し動物飼育の指導を行う。
- 獣医師会は、動物愛護精神の普及、啓発と人獣共通感染症に対する正しい知識の普及を図るための飼育担当職員を対象とした講習会が開催されるときは、これに協力する。
- 学校等、保護者、教育委員会及び獣医師からなる協議会を設置し、事業の円滑な実施を図る。

〔対象施設〕

事業の対象とする施設は、動物を飼育する公立の幼稚園、小学校、中学校及び養護学校とする。

〔対象動物〕

事業の対象とする動物は、委託契約の対象となった学校等で飼育されている全ての動物とする。

〔対象診療科目〕

内科、外科を問わず、全ての疾病を対象とする。

〔診療料金〕

- 獣医師会が定める「学校飼育動物診療料金基準表」により算定する。この表に記載のない項目については、診療指針による料金の1.3倍として計算する。細かい処置料など見落としのないよう計算すること。消費税は診療料金の中に含まれる。
- 飼育に関し指導を行った場合は、軽微なことでも飼育指導欄に記入し、飼育指導料を請求する。
- フード、ケージ等は実費程度を請求する。

〔診療費の範囲〕

- 委託契約における無料診療は、平常時における診療で、1件につき30,000円を限度とし、それを超える診療費は別途契約外診療とし、「基準表」により算定した額の80%の額を請求する。
- 1件につき30,000円を超える契約外診療になることが予想される場合は、事前に学校等の了解を得て診療を行う。
- 1疾病が完治するまでを1件とするが、慢性疾患等診療が長期にわたる場合には、区切りのよいところで1件として処理する。
- 契約外診療は、終了後直ちに獣医師会に報告する。

〔協力費〕

担当校1校につき、委託契約時の算出された健康診断料、飼育指導料1校分を支払う。
また、診察料(無料診療)は、「基準表」により算定した額の概ね80%の額とする。

〔診療補助金〕

30,000円を超える診療に対しては、診療費総額の80%の額を診療補助金として獣医師会から支払う。

〔市立保育園、私立の幼稚園、保育園〕

- 委託契約における対象施設には含まれないため、無料での診療、飼育指導の対象とはならない。
- 診療した場合は、診療費は直接「園」に請求するものとし、その額は「基準表」により算定した額の80%とする。

学校飼育動物支援事業実施規則

（目 的）

第1条 新潟県内の小学校等の教育施設（以下「学校等」という。）において飼育される動物（以下「学校飼育動物」という。）の健康診断と飼育指導、保健衛生指導並びに診療を実施することにより、学校飼育動物が適正に飼育されること、並びに動物飼育が児童、生徒の健全な育成に寄与し、動物愛護精神の普及啓発に寄与することを目的とする。

（学校飼育動物対策委員）

第2条 事業の円滑な推進を図るため学校飼育動物対策委員（以下「地区委員」という。）を置く。委員の定数は15名以内とし、地区から各1名（新潟地区は2名とする。）を選任する。その任期は2年とする。

委員は、学校飼育動物対策委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

（事業の実施）

第3条 事業は、新潟県内の市町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）と新潟県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）の委託契約に基づき実施する。

（2）事業の内容は、学校飼育動物の診療、飼育指導及び健康診断並びに児童、生徒及び教職員への保健衛生指導及び動物愛護精神の普及、啓発業務とし、別に定める「学校飼育動物支援事業実施要領」により実施する。

（3）契約に係る委託料は、別に定める「学校飼育動物支援事業委託契約料算出規定」により算出する。

（4）教育委員会は、委託契約による委託料を県獣医師会に支払うものとし、県獣医師会は事業協力獣医師（以下「学校獣医師」という。）に対し委託料相当額を協力費として支払うものとする。

（5）診療費は、別表の「学校飼育動物診療料金基準表」により算出した額とする。

（6）1件30,000円を超える診療費（受託外診療）については、（5）により算出した診療費の80%の額を請求するものとし、教育委員会から支払われた診療費は、県獣医師会が学校獣医師に対し診療補助費として支払うものとする。

（7）事業の実施に係る細部については、別に定める「学校飼育動物支援事業実施マニュアル」による。

（委託契約によらない診療等）

第4条 委託契約のない学校等から診療の依頼を受けたときは、通常の動物診療の対応となるが、第3条第2項の「学校飼育動物支援事業実施要領」に定める「学校飼育動物診療依頼書」を学校等から提出してもらうとともに、診療終了後は学校長に「学校飼育動物診療報告書」を提出するものとし、別紙様式により年間の診療実績を取りまとめ地区委員に報告する。

(2) 診療費の請求は、別表の「学校飼育動物診療料金基準表」により算出した額の80%の額を依頼を受けた学校等に請求するものとする。

(3) 健康診断、飼育指導等の依頼を受けたときは、地区委員と相談のうえ、できるだけ対応するものとし、別に定める「学校飼育動物健康診断・飼育指導モデル事業」を活用する。

(講習会及び生活科授業)

第5条 学校等から講習会、生活科授業等の依頼を受けたときは、地区委員と相談のうえ、できるだけ対応するものとする。

(2) 県獣医師会は、生活科授業等で使用する教材として、二人用聴診器、実験用心音計及び紙芝居セットを各地区委員に配付する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から実施する。

学校飼育動物事業委員会運営要項

(名称および目的)

第1条 この委員会は学校飼育動物事業委員会（以下、「委員会」という）と称し、社団法人滋賀県獣医師会事業運営委員会設置規程にもとづき、本会の健全な発展に資するため設置する。

(任 務)

第2条 委員会は以下の事項を所掌するものとする。

- (1) 本会の円滑な運営を図るため、学校飼育動物事業に関する必要な事項
- (2) 理事会の諮問事項
- (3) その他に委員会が必要と認めた事項

(組 織)

第3条 委員は、各部会より推薦いただく。

- 2 学校飼育動物事業委員会委員長（以下、「委員長」という）は、委員の互選により定める
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員長は、会議の議長となり、委員会を統括する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 委員長は、必要に応じ有識者等の出席を求め意見を聞くことができる。

(そ の 他)

第4条 この運営事項に定めのない事項については、必要により委員会に諮って委員長が定める。

付 則

- 1 この運営要項は、平成15年 4月30日から適用する。

学校動物等調査研究活動実施要領

1 目的

小学校において、児童の動物に対する親しみや愛護心を育てるとともに、動物の生態や生存環境等への調査研究活動を活性化するため、飼育動物等の専門家との連携のもと、「やるキッズ支援事業」の一環として学校動物等調査研究活動を実施する。

2 活動内容

学校において次のような取組を行う。

- (1) 獣医師の専門的な指導・助言を得ながら、動物の生態や生存環境等について児童が主体的に行う調査研究活動を支援する。
- (2) 獣医師の指導・助言を受けながら、学校における飼育動物の世話や病気の処置等の活動を行うことにより、飼育の方法や動物愛護の心を身につけさせる。

3 実施方法

(1) 実施形態

ア 各学校においては、獣医師会が指定した協力医から、児童の調査研究活動に関する内容や方法面についての指導・助言を受ける。

イ 県獣医師会との連携のもと、小学校（各教育事務所管内数校程度）で実施する。

ウ 取組の期間は、「やるキッズ支援事業」で調査研究費を支給する年度までとする。

(2) 獣医師会との連携

ア 支援活動を円滑に実施するため、県教育委員会と県獣医師会は、実施手続等の基本的事項について覚書を締結し、これに基づき毎年度の活動を調整する。

イ 調査研究体験活動の具体的な実践については、当該の学校と獣医師が事前に調整する。

(3) 実施の計画や報告

実施校は、「やるキッズ支援事業」に従い、実施計画書及び実績報告書を提出する。

市区町村行政との連携構築に向けて

中川美穂子（学校獣医師の役割と診療より）

行政との連携がない地域で、獣医師会が連携に向けて活動を興すための方向を示す。

議員の協力を得るためにも、以下の実績が重要である。獣医師会の支援の広がりや教育関係者の理解があつて、議員による行政への働きかけは可能になるだろう。

(1) 会員の学校に関する活動状況の把握

獣医師会は、個人的実践を含む支部の行政単位の活動について報告を受け、又は調査して、それを獣医師会の実績として会員に示し、また県、市町村の教育行政や日本獣医師会に報告する。(図1) なお、この実績報告は、契約のある地域でも、もちろん事業終了届けとして行政に示すことで、お互いの事業確認になるので重要である。

(2) 会員に事業要項を決めて活動の指針を示す。

(3) 会員向け学校への関わり方の講習会を開催する。

日本獣医師会は、会員向け、あるいは教員向けの講演者を紹介している。

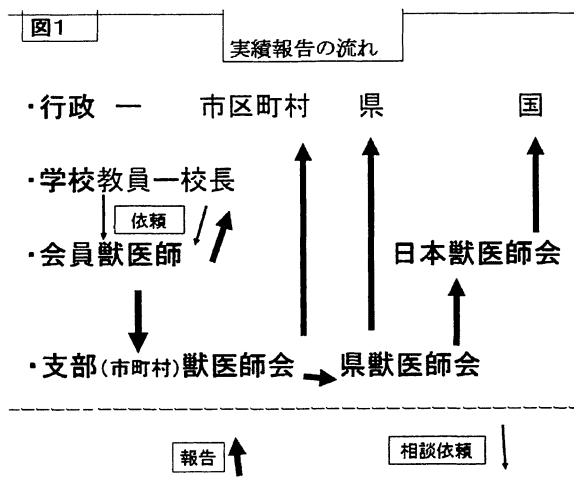
(4) 教育委員会に、今までの支援実績データをそえて、支援を申し出る

会員の支援実績を添えて、(支部) 獣医師会長が、教育委員長に、動物飼育に関する相談窓口開設を申し出、管内の対象施設に案内するように要望する。資料として、毎年の日本獣医師会の調査報告(全国獣医師会と自治体の連携の資料)を活用する。(図1)

(5) 行政に、学校の動物飼育支援のために獣医師会との連携を求める。

毎年行政並びに議員連に実績を報告することで、連携契約締結につなげる。なお、学校には費用負担を求めない連携体制にする。

契約に際して、教育委員会には、治療費ではなく獣医師会の学校飼育活動への支援体制の対価を求める。また、行政の獣医師会への反応にかかわらず、獣医師会は、毎年集積した会員の実績を報告し、理解を得られるように進める。



(6) 教員と獣医師の共通理解のために講習会を継続して開催する。

実施日程や方法などを、立案の段階から教育委員会や各県の小学校生活科教育研究会や

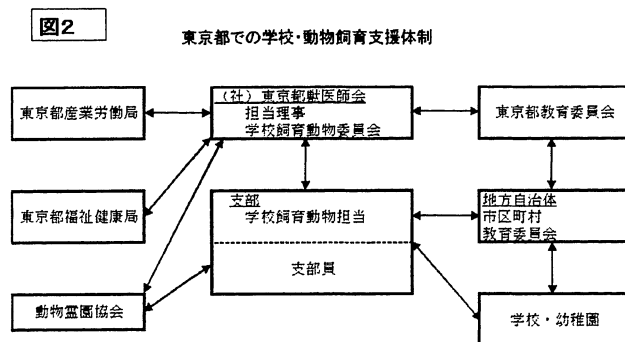
道徳、あるいは特別活動などの関係する小学校教育の研究会に、相談することが重要。彼らが教育に必要と理解すれば、人集めに協力してくれるだろう。

当初は獣医師会主催で開催するが、本来は教育委員会が主催すべきであり、それへの移行を目指す。

7 家畜部門と衛生部門との協力

学校支援のために、開業部会と役所の生活衛生部や農政部との協力体制を作る。(図2)

8 動物霊園業者の協力を得て、動物の埋葬を支援できると良い。



社)東京都獣医師会 学校動物飼育支援事業要綱

福岡県獣医師会と連携した事業等の経過とその成果

福岡県教育庁教育振興部義務教育課

1 福岡県獣医師会と連携した事業等の経過

(1) 学校動物愛護モデル体験活動

- 平成11、12年度、エンジョイスクール推進事業の一環として実施。
- 各年度、県内で12のモデル校を指定し、1校あたり年3回程度の体験活動を実施。
- 主な内容
 - ・県獣医師会の協力を得て、動物に関係する生活科等の授業や動物愛護教室の中で、児童が地域の獣医師（協力医）から直接指導を受ける。
 - ・飼育動物の病気やけがの処置、世話等について教職員や児童が協力医に相談する。

(2) 学校動物等調査研究活動

- 平成13～15年度、やるキッズ支援事業の一環として実施。
- 各年度、県内で12～13の小学校を実施校として指定。
- 主な内容
 - ・獣医師の専門的な指導・助言を受けながら、児童が主体的に動物の生態や生存環境等について調査研究したり学校における飼育動物の世話や病気の処置等を行ったりする。

(3) 「学校における望ましい動物飼育のあり方」に関する研修会

- 平成16年度、県獣医師会主催、県教育委員会共催として開催
- 県内の教員、市町村教育委員会関係者、獣医師等が一堂に集まる研修会として実施（約250名参加）。
- 主な研修内容
 - ・講話1「学校教育と体験学習」
講師 文部科学省初等中等局教育課程課教科調査官 日置 光 久
 - ・講話2「命の実感を与え、豊かな感性を培う飼育に」
講師 お茶の水女子大学こども発達教育研究センター客員研究員
学校飼育動物研究会代表発起人 中川 美穂子

(4) 「学校における望ましい動物飼育」に関する研修

- 平成17～19年度、県内の6教育事務所や市町村教育委員会、各地区生活科学研究協議会等が主催する研修として、県獣医師会へ講師派遣を依頼して開催。
- 対象者は、校内で動物飼育に関わる教職員（教頭、教務主任、保健主事等）や学習指導で小動物と関わる生活科学学習担当教員等。
- 主な研修内容
 - ・学校教育における動物飼育の意義及びねらい
 - ・学校教育における小動物飼育を通した「命の教育」及び「豊かな心を育む教育の在り方」の具体化
 - ・学校における小動物の適切な飼育方法と傷疾病等への対応の在り方 等

2 連携事業等の成果

- 各学校において、児童が獣医師から専門的な説明や指導を受けることをとおして、低学年児童の生活科学学習や高学年児童の委員会活動等における飼育活動が充実した。
- 教員対象の研修等をとおして、各学校の小動物の過剰繁殖防止や飼育舎の衛生向上等について専門家としての指導・助言をいただき、効果的であった。

3 今後の取り組み

学校の飼育舎等の衛生向上や学校環境の清潔等を保つ上でも、獣医師会の支援は必要である。今後とも福岡県獣医師会と連携し、各教育事務所等における動物飼育に係る研修の充実を図ることを目的として地域の獣医師の協力を受けて研修会を実施するほか、学校への指導や相談への対応等に関する協力体制を充実することを検討している。

平成20年度 東京都獣医師会 支部学校飼育動物関連事業一覧(平成20年12月16日現在)

*「事業内容」の記号は、下記の事項に該当する

ア) 学校への「飼育に関する相談窓口」設置(飼育や保健衛生他) イ) 学校飼育動物の無料・実費診療 ウ) 全対象施設への定期的な訪問活動
 エ) 希望施設への訪問活動 オ) 学校飼育動物を活用した事業への協力 カ) 学校の動物使用「動物ふれあい教室」に協力 キ) 学校の動物飼育に関する教員研修会に協力 ク) 学校飼育動物に関する獣医師向け研修会 ケ) 学校飼育動物に関する調査
 コ) その他()

支部名	地域	担当者名	行政との事業名 (書類での契約があるばあいは、事業名の頭に○をつけてください)	契約年度	支援・事業内容	対象施設数	行政からの交付金額	参加人数/ 全会員(内開業数)	行政の窓口	
中央	港区	喜多見賢二			ク カ			3/38(21)		
	中央区			ク						
	千代田区			ク						
文京	文京区	伊東信夫 安東治邦 伊藤弘一 印牧 暁	なし		イキ					
新宿	新宿区	中村泰治	ペットなんでも相談		ア				健康部衛生課	
中野		西島和夫 佐藤至 鴻 尚義	なし		アイエオカキ	27	0	17/23(17)	教育委員会	
杉並	杉並区	林 光、伊藤 正、小作 寛、 妻井雅美 小林豊和、時松 隆	○杉並区立学校における動物飼育支援活動に関する協定書	H20	アイウエオカ	72	500000	32/46(40)	教育委員会	
			○杉並区立(園)における動物飼育支援活動に関する委託契約							
			学校動物飼育に関わる研修会	H13	キ		40000	1~2名	教育委員会	
			○指導パンフレット編集	H1	コ 小5向け 年8000冊発行	72	100000	5名	保健所	
		杉並区立第十小学校 生活体験学校	H20	エ	1	不明	1名	教育委員会		
世田谷	世田谷区	紺谷 学(2月1日まで)	動物愛護普及事業	H5	イ	81	500000	60/60 (60)	保健所	
渋谷	渋谷区	浜本麻衣	○渋谷区学校飼育動物事業	H10	アウエオキケ	27	1200000	14/15(13)	教育委員会	
目黒	目黒区	斎藤眞樹 前川昌一郎 柳沢知己 滋賀大輔	なし		イキ			3/30	教育委員会	
大田	大田区	田向 健一			ア エ					
品川	品川区	全会員	○学校飼育動物支援活動に関する協定	H19	アイエキケカク	40	診療毎に 実費支給	20/20	教育委員会	
江東	江東区	西野 朗	なし		アイエケ	63	なし	5/18(16)		
墨田	墨田区	赤崎敏江			ア			1/18(18)	各小学校区役所	
城北	荒川区	水野 信保	なし		アイエ	23 15園	なし	7/7(7)	各小学校・園	
	台東区	松本 孝子 鈴木敬一	なし		アイエオ	20 22 園	なし	8/8(8)	保健所	
葛飾	葛飾区	仲野友秀、宮田勝重、高橋大記、井上正亮			アイエキ	49		4/16(16)	教育委員会学務課	
江戸川	江戸川区	山本純委員長 長嶋正和 赤塚正明 桜井富士朗	○学校飼育動物ボランティア診療	S63	イエカキ	106 57園	400000	23/23(23)	教育委員会保育課	
足立	足立区	なし			ア イ	なし	なし	28/28(27)	保健所	
北	北区	富澤伸行 白田知弘			相談に応じる				教育委員会	
豊島	豊島区	高橋利廣 三科 保 藤村 環			イエカ			2~4/22(19)		
板橋	板橋区	藤樹誠 米澤覚 佐野彰彦 前澤純也	○区立小学校および幼稚園の飼育動物の治療および飼育指導委託(年間契約)	H20	アイエキ	53	550000	20/22(22)	教育委員会	
			小動物飼育に関する研修会	H12	アエオカキ	69 5園	43200	46/46(46)	教育委員会	
			獣医師による学校訪問	H17	アエオカキ		180000	同上	同上	
			学校飼育動物に関するアンケート		ケ			同上	各小学校幼稚園 教育委員会 各小学校 幼稚園	
武蔵野三鷹	武蔵野市	全支部員21名	○学校飼育動物指導等委託契約	H15	アイエオカ キケ コ(埋葬)	12 1園	748125	21/21(21)	教育委員会	
	三鷹市		なし							
北多摩	西東京市	中川美穂子、渡辺守都 桜井秀男	○西東京市立小学校の動物飼育に関わる動物診療及び飼育指導委託契約	H3	アイウエオカ	19	1080000	13/14(14)	教育委員会学務課	
	小平市	小谷安弘 三田 晃	○小平市立小学校の動物飼育にかかわる動物愛護及び指導委託契約	H5	イウエオカ	19	300000	12/12(12)	教育委員会学務課	
	東村山市	浜田正人 竹田、山内、岡田、 畠中	小学校への飼育指導 北山小、青葉小、		アイエ	15 1園	なし	5/5(5)	各小学校	
	東久留米市	磯部芳郎 風間隆 関根勝利 田中直久 遠矢東五 山村純一	○東久留米市立小学校・幼稚園飼育動物診療及び学校飼育動物管理に関する学校獣医師巡回指導委託契約	H4	アイウキエ	26	診療 3000/回、 訪問指導 6000円/ 回)	6/6(6)	教育委員会	
	清瀬市	柳原義介	○学校動物飼育指導飼育動物診療等委託契約書	H12	アイウ	9	54000	1/1(1)	教育委員会	
小金井市	益田 矩之				イ	8	治療実費	6/49(41)	教育委員会	

*「事業内容」の記号は、下記の事項に該当する

ア) 学校への「飼育に関する相談窓口」設置(飼育や保健衛生他) イ) 学校飼育動物の無料・実費診療 ウ) 全対象施設への定期的な訪問活動
 工) 希望施設への訪問活動 オ) 学校飼育動物を活用した事業への協力 カ) 学校の動物使用「動物ふれあい教室」に協力 キ) 学校の動物飼育に関する教員研修会に協力 ク) 学校飼育動物に関する獣医師向け研修会 ケ) 学校飼育動物に関する調査
 コ) その他()

支部名	地域	担当者名	行政との事業名 (書類での契約があるばあいは、事業名の頭に○をつけてください)	契約年度	支援・事業内容	対象施設数	行政からの 交付金額	参加人数/ 全会員(内 開業数)	行政の窓口
府中	(私立)	益田 矩之	○学校園動物飼育教育支援事業	H18	アイカ	1	70000		学芸大学附属 小金井小学校・ 幼稚園
	府中	門屋 美知代			イ	22	実費	3/49(41)	
	狛江	川島 治			イ	10	実費	3/49(41)	教育委員会
	調布	池田 慎治	○学校飼育動物に関関わる診療基準		イ	20	2000~ 10000/1回	5/49(41)	教育委員会
	国分寺	関谷 裕彦			イ	10		3/49(41)	各小学校飼育 管理担当者
南多摩	全体	南多摩支部学校動物野生動物委員会がある。(各地区にはそれぞれ部会長(代表)がいる。現在部会長の下で事業が展開されている) 委員長 大窪武彦 委員 池田 純 浦崎俊博 佐藤秀文 野中 哲							
	日野市	池田 純(日野部会長) 浦崎俊博 岸野弘 熊井治孝 桑原章 佐々木泰造 須田沖夫 野田武人 野中哲 渡邊建	○学校飼育動物検査業務委託	H12	アイウエケコ	22	492030	10/10(19)	教育委員会 学校課
	多摩市	渡辺 一博(多摩部会長) 大窪武彦 佐藤秀文 松本広和 宮川秋信							
	稲城市	野坂 宏(稲城部会長) 小松泰史 進藤直樹 中井千恵	○稲城市立小学校飼育動物にかかる健康管理指導委託	H19	アイウエケキケ	11	335000	4/19(19)	教育委員会
八王子	八王子市	山本博史 保坂創史 黒田昌幸	○八王子市立小学校飼育動物の治療等の事業	H4	ア、イエキ	70	10原基準に 基づいて	20/20(20)	学校教育部 施設整備課
町田	町田市	西田聡美 林律子	○小動物健康管理委託	H16	アイウキケ	40	960000	22/22(22)	教育委員会 学務課
多摩西	国立	八巻 敦美			なし				
	立川	土方淳子			なし				
	東大和	向平秀人			なし				
	武蔵村山	櫻井圭三			なし				
	昭島	植松一良			なし				
	福生市	野村 治			なし				
	あきる野	榮山 信一			なし				
	青梅	長崎幸司			なし				
	瑞穂	木下邦彦			なし				
	奥多摩町	町田晴市			なし				
	日出町	石田 陽			なし				
	桧原村	石井 悟			なし				
	中央支部 島嶼	八丈島町	奥山幸子			アイ	1		1/1(1)
大島町		橋本 栄光			アイ	4		1/1(1)	各小学校 校長
新島村		瀧口聖			アイエ	2		1/1(1)	小学校
小笠原村		浅沼博文			アイ	2		1/1(1)	小学校教諭

岐阜県における学校飼育動物委託事業

委託者	業務名称	委託料	業務場所	備考
岐阜市	学校飼育動物サポート事業業務委託	819,000円(消費税及び地方消費税含む)	小学校・幼稚園45校(園)柳津町合併	H11.7~
山県市	小学校飼育動物サポート事業委託業務	189,000円(消費税及び地方消費税9,000円含む)	小学校 6校	H14.4~(高富町)
各務原市	学校飼育動物サポート事業業務委託	472,500円(消費税及び地方消費税22,500円含む)	小学校15校	H15.3~(川島町)
本巣市	各小学校飼育動物サポート事業委託単価契約書	240,000円(消費税及び地方消費税含む)	小学校 8校	H19.1~
本巣市	各園飼育動物サポート事業委託 単価契約書	120,000円(消費税及び地方消費税含む)	幼稚(児)園 3園・子どもセンター1	
笠松町	学校飼育動物愛護・管理指導委託	94,500円(消費税及び地方消費税4,500円含む)	小学校 3校	H15.3~
瑞穂市	小学校・幼稚園飼育動物サポート業務委託	220,500円(消費税及び地方消費税10,500円含む)	小学校 6校 幼稚園 1園	H22.4~
岐阜大学	学校飼育動物サポート事業業務委託	31,500円(消費税及び地方消費税1,500円含む)	岐阜大学教育学部附属小学校	H20.6~
大垣市	学校飼育動物愛護・管理指導委託	300,000円(消費税及び地方消費税含む)	小学校13校・幼稚園17園	H12.9~
揖斐川町	学校飼育動物飼育環境等指導事業	80,000円(消費税及び地方消費税含む)	小学校 4校	H10.4~
神戸町	学校飼育動物愛護・管理指導委託	63,000円(消費税及び地方消費税3,000円含む)	小学校・幼稚園・幼児園(3)	H14.4~
池田町	学校飼育動物愛護・管理指導委託	20,000円(消費税及び地方消費税含む)	組合立養基小学校	池田町契約別(H18~)
八百津町	学校飼育動物サポート事業	63,000円(消費税及び地方消費税3,000円含む)	小学校 3校	H11.6~
美濃市	学校飼育動物飼育環境等指導委託事業	84,000円(消費税及び地方消費税4,000円含む)	小学校 4校	H11.4~
関市	学校飼育動物サポート事業	357,000円(消費税及び地方消費税17,000円含む)	小学校17校	H11.9~(武芸川町)
坂祝町	坂祝小学校飼育動物サポート事業委託業務	21,000円(消費税及び地方消費税1,000円含む)	町立坂祝小学校	H11.4~
坂祝町	坂祝幼稚園飼育動物サポート事業委託業務	21,000円(消費税及び地方消費税1,000円含む)	町立坂祝幼稚園	H11.4~
川辺町	学校飼育動物サポート事業	63,000円(消費税及び地方消費税3,000円含む)	小学校 3校	H11.7~
美濃加茂	学校飼育動物サポート事業委託	168,000円(消費税及び地方消費税8,000円含む)	市内各小学校 (三)	H 9.6

市	託業務	000円含む)	和小除く)	～
可児市	各小学校・幼稚園・保育園飼育動物サポート事業	210,000円(消費税及び地方消費税10,000円含む)	小学校6校, 市立幼稚園1園, 保育園3園	H16.4 ～
中津川市	小動物ふれあい環境指導委託業務	300,000円(消費税及び地方消費税含む)	小学校 8校	H10.6 ～
土岐市	小動物ふれあい環境指導委託業務	99,000円(消費税及び地方消費税含む)	小学校 9校(附属幼稚園7園含む)	H16.6 ～
飛騨市	学校飼育動物サポート事業(予定)	20,000円(消費税及び地方消費税含む)	小学校 2校	H17.4 ～
下呂市	学校等飼育動物の管理指導業務委託(予定)	120,000円(消費税及び地方消費税含む)	小学校及び保育園 12校(園)	H20～
高山市	学校飼育動物巡回指導(飛騨支部契約)	260,000円(謝礼)	小学校10校 保育園 5園	H11.4 ～

● 業務委託内容

- (1) 学校飼育動物の現状調査と飼育施設の適性管理指導
- (2) 動物の飼育指導及び保健衛生指導
- (3) 飼育動物の健康診断
- (4) 家畜伝染病予防法にもとづく予防接種(鶏類に対するニューカッスル病ワクチン接種)
- (5) 人畜共通感染症予防指導(0-157〈ウサギ〉, サルモネラ〈鶏〉糞便検査)
- (6) 児童や教職員を対象にした講習会の開催
- (7) 砂場の虫卵検査, 大腸菌群まで検査

●最近の傾向

平成21年度から教育関係者, 獣医師, 獣医・教育大学生が参加し「ぎふ学校飼育動物の会」が発足し, 「教育効果の向上」に関して交流していく。

学校にかかわる時の留意点（「学校獣医師の役割と診療」より）

（1）学校訪問について

地域により地理的な困難もみられるが、学校の最寄りの会員の動物病院が学校をケアする制度にする。飼育環境が改善できれば問題点は減少していくので、飼育環境や飼育活動の教育活用についてお互いの理解のため、学校を訪問し交流するが、往復を交えて1時間程度で終わるようにして、昼間の往診時間内に済ませるようにするのが理想。

1) 話あう相手

校長先生に必ず挨拶して、校長室に座ってお茶をご馳走になりながら、雑談の中で飼育に関して話し合う。校長先生は対外的にいつも礼儀を守る立場であるので、スーツ姿でおられる。獣医師も必ず清潔でしわのない白衣を着て訪問することが大事である。あるいはスーツに身を固め、動物に対応するときは白衣を着ること。

校長先生と挨拶してから、多くの場合校長室で校長先生や教頭先生とともに飼育担当の教師と話しあい、質問などを受ける。

これにより、担当教師が交代しても、校長で話がつながり、校長が転勤しても教員と話しが繋がっていく。結局、地域獣医師が長く学校を見守ることになる。

なお、校長や教員は大体長くて5年で移動するが、移転先でまた飼育への獣医師の支援を広げることが期待する。

2) 話の方向

獣医師が学校の飼育の悪い点を指摘したまま終わるのは、無責任であり、学校からの信頼を得ることはできない。改善が難しいときは、学校と一緒に悩んで少しでも良い方法を考える立場、学校に寄り添う立場ということが大事である。

3) 学校との話し方

動物について系統的には授業を受けていない教師が今まで苦労してきたことを尊重して話あう。改善方法を提示しても、実現するかどうかは校長の考えと予算によるので、支援するにとどめる。

（2）学校に理解してもらいたいポイント

飼育の意義を確認しないと、学校は動物に手間をかけることができない。だから飼育の意義を雑談の中でしめして飼育活動を大事にするように誘うため、情報を得て良い飼育事例などを紹介する。

1) 学校での動物飼育の目的（教育的意義）

①継続飼育によって、動物を可愛いと思って初めて心への効果や計画性など教育的効果が得られるので、負担の重すぎる飼育活動はさける。チャボとウサギを少数ずつ、丁寧に死ぬまで飼わせる。「掃除はすぐに終わって、たっぷりのふれ合いの飼育」を実現するように獣医師が助言と支援をする。（継続飼育は08年新学習指導要領に明記され、地域の獣医師との連携は解説書に明記された）

②一時的な接触は、動物への入口だが、一時的な効果に終わる

緊張を緩める・・・癒し、人間関係改善 男女コミュニケーション訓練

③接し方が、子どもの心の状態の指標になる

動物に辛く当たる子は、自身がストレスを受けているか、動物への感性が未熟か、脳の障害が推測されるため、いずれにせよ親を含めてケアをする必要がある。特に5,6歳から発現する脳の病気（行為障害）の発見に役立つ指標となる。

「動物ふれあい教室」事業 業務結果報告書

立

幼稚園長・保育園長・保育所長様

下記のとおり平成 年 月 日の業務結果を報告します。

動物病院名	担当獣医師名	印
	同行獣医師名	

【業務内容】（獣医師記入欄）

 ふれあい教室 訪問指導

対象	年少・年中・年長・その他（ ）	実施クラス数	人数	名

 動物なんでも相談（来院・電話・ファックス）添付資料（有・無）

(内容)
(対応)

 診察（来院・訪問） 健康診断

動物種	ウサギ・ニワトリ・その他（ ）	担当職員名	
診断名		内・外・皮・その他（ ）	軽度・中度・重度
検査	血液・糞便・尿・レントゲン・その他（ ）	治療期間	月 日～ 月 日

【感想・要望等】（幼稚園・保育園・保育所記入欄）

上記の業務内容について確認しました。

平成 年 月 日

立

幼稚園
保育園長
保育所

印

「動物ふれあい教室」事業 業務結果報告書

立

小学校長様

下記のとおり平成 年 月 日の業務結果を報告します。

動物病院名	担当獣医師名	印
	同行獣医師名	

【業務内容】（獣医師記入欄）

ふれあい教室 訪問指導

対象	()年生・飼育委員会・その他()	実施クラス数	人数	名

動物なんでも相談（来院・電話・ファックス）添付資料（有・無）

(内容)
(対応)

診察（来院・訪問） 健康診断

動物種	ウサギ・ニワトリ・その他()	担当職員名	
診断名		内・外・皮・その他()	軽度・中度・重度
検査	血液・糞便・尿・レントゲン・その他()	治療期間	月 日～ 月 日

【感想・要望等】（学校記入欄）

上記の業務内容について確認しました。

平成 年 月 日

立

小学校長

印

学校等からの相談受付書式

()市学校飼育動物診療・指導記録

()市立小学校飼育動物診療及び飼育指導委託契約」に基づく

依頼日	年 月 日		
業務種別	1. 診療(来院、往診、その他)) 2. 相談(来院、電話、FAX、Eメール、その他)) 3. 訪問指導() 4. その他()		
学校名	西東京市立 小学校		
依頼者名		責任者名	
動物種	1. ウサギ 2. ニワトリ 3. その他()		
性別及び個体数	♂ 頭(羽、匹)	♀ 頭(羽、匹)	性別不明 頭(羽、匹)
呼び名又は特徴			
症状又は依頼内容	----- ----- ----- -----		
治療又は対応	----- ----- ----- -----		
備考	----- ----- ----- -----		

病院名

住所

電話

担当獣医師名

印

市獣医師会

学校飼育動物サポート記録

平成 年 月 日

担当獣医師

学校・園名					校長・園長	
住所					Tel	
担当教諭		担当学年	年	人	Fax	
動物の種類		数	♂	♀	合計	同居動物 あり ()
施設	大きさ	適当 (良・可) 要改善			コメント： 前年同様	
	躯体材質	木造 鉄筋 その他 () 適当 (良・可) 要改善				
	床材質	土 コンクリート 木 その他 () 適当 (良・可) 要改善				
	前面材質	金網 板張り その他 () 適当 (良・可) 要改善				
	側面材質	金網 板張り その他 () 適当 (良・可) 要改善				
	後面材質 屋根材質	金網 板張り その他 () 適当 (良・可) 要改善 トタン スレート その他 () 適当 (良・可) 要改善				
環境	方向	東 西 南 北 適当 (良・可) 要改善			コメント： 前年同様	
	通風	適当 (良・可) 要改善				
	日当たり	適当 (良・可) 要改善				
	床	汚れ 適当 (良・可) 要改善				
	水道	近くにある 離れたところにある				
飼養管理	餌	市販食 () 持参食 () 残飯 () その他 () 適当 (良・可) 要改善 回数 回 決めてない 当番制 決めてない 適当 (良・可) 要改善			コメント： 前年同様	
	床敷き物	わら 新聞紙 その他 () 特になし 適当 (良・可) 要改善				
	給水	ある なし 適当 (良・可) 要改善				
	休日の管理	当番制 なし その他 () 適当 (良・可) 要改善				
	記帳管理	ある なし 適当 (良・可) 要改善				
衛生管理	清掃	毎日 回 日に1回 適当 (良・可) 要改善			コメント： 前年同様	
	臭い	適当 (良・可) 要改善				
	栄養状態	全体的に良い 悪い 不揃い 適当 (良・可) 要改善				
	健康状態	全体的に良い 悪い 不揃い 適当 (良・可) 要改善 外傷 下痢 その他 ()				
実施事項	〇-157検査	ウサギ 羽 その他 ()		結果 (+ -)		
	サルモネラ菌検査	ニワトリ 羽 その他 ()		結果 (+ -)		
	ニューカッスル病予防接種	ニワトリ 羽 その他 ()		合計		
	虫卵検査	ウサギ	羽	ニワトリ	羽	結果 (+ -)

*可：現状でもかまわないが、改善することが望ましい。

健康診断（異常個体）チェック

学校・園名

- | 動物種 | 個体・群 | | | | |
|------------|-----------------------------|-----------------------------|-----|-----------------------------|-----------------------------|
| 1) 全身状態 | <input type="checkbox"/> 正常 | <input type="checkbox"/> 異常 | | | |
| 元気 | <input type="checkbox"/> あり | <input type="checkbox"/> なし | | | |
| 食欲 | <input type="checkbox"/> あり | <input type="checkbox"/> なし | | | |
| 栄養状態 | <input type="checkbox"/> 良好 | <input type="checkbox"/> 不良 | | | |
| 2) 皮膚状態 | <input type="checkbox"/> 正常 | <input type="checkbox"/> 異常 | 鶏冠 | <input type="checkbox"/> 正常 | <input type="checkbox"/> 異常 |
| 外傷 | <input type="checkbox"/> あり | <input type="checkbox"/> なし | 爪 | <input type="checkbox"/> 正常 | <input type="checkbox"/> 異常 |
| 皮膚病変 | <input type="checkbox"/> あり | <input type="checkbox"/> なし | 外耳炎 | <input type="checkbox"/> あり | <input type="checkbox"/> なし |
| 外部寄生虫 | <input type="checkbox"/> あり | <input type="checkbox"/> なし | | | |
| 3) 鼻・呼吸器系 | <input type="checkbox"/> 正常 | <input type="checkbox"/> 異常 | | | |
| 呼吸状態 | <input type="checkbox"/> 正常 | <input type="checkbox"/> 異常 | | | |
| 鼻汁・くしゃみ | <input type="checkbox"/> あり | <input type="checkbox"/> なし | | | |
| 4) 循環器系 | <input type="checkbox"/> 正常 | <input type="checkbox"/> 異常 | | | |
| 聴診 | <input type="checkbox"/> 正常 | <input type="checkbox"/> 異常 | | | |
| 5) 眼 | <input type="checkbox"/> 正常 | <input type="checkbox"/> 異常 | | | |
| 流涙 | <input type="checkbox"/> あり | <input type="checkbox"/> なし | | | |
| 眼脂 | <input type="checkbox"/> あり | <input type="checkbox"/> なし | | | |
| 6) 消化器系 | <input type="checkbox"/> 正常 | <input type="checkbox"/> 異常 | | | |
| 流涎 | <input type="checkbox"/> あり | <input type="checkbox"/> なし | | | |
| 下痢 | <input type="checkbox"/> あり | <input type="checkbox"/> なし | | | |
| 嘔吐 | <input type="checkbox"/> あり | <input type="checkbox"/> なし | | | |
| 不正交合 | <input type="checkbox"/> あり | <input type="checkbox"/> なし | 嘴 | <input type="checkbox"/> 正常 | <input type="checkbox"/> 異常 |
| 7) 泌尿生殖器系 | <input type="checkbox"/> 正常 | <input type="checkbox"/> 異常 | | | |
| 尿 | <input type="checkbox"/> 正常 | <input type="checkbox"/> 異常 | | | |
| 陰部・総排泄肛の汚れ | <input type="checkbox"/> あり | <input type="checkbox"/> なし | | | |
| 8) 神経系 | <input type="checkbox"/> 正常 | <input type="checkbox"/> 異常 | | | |
| 歩様異常 | <input type="checkbox"/> あり | <input type="checkbox"/> なし | | | |
| 斜頸 | <input type="checkbox"/> あり | <input type="checkbox"/> なし | | | |
| 9) 筋骨格 | <input type="checkbox"/> 正常 | <input type="checkbox"/> 異常 | | | |
| 骨折 | <input type="checkbox"/> あり | <input type="checkbox"/> なし | | | |
| 跛行 | <input type="checkbox"/> あり | <input type="checkbox"/> なし | | | |
| 10) リンパ節 | <input type="checkbox"/> 正常 | <input type="checkbox"/> 異常 | | | |

*気づいた点は余白に記入

学校飼育動物 相談・治療・講演 依頼書

相談 治療 講演 巡回指導 年 月 日 ()

施設名	指 導 欄							
担当教師 ㊦ 動物の種類 相談内容	ご依頼のあった () の (診察・講演・巡回指導) の結果次のようにお知らせします。 飼養状況 飼育設備 衛生管理 その他							
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;">獣 医 師 記 入 欄</div> <div style="flex-grow: 1;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; height: 100px; vertical-align: top;">現 症</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 100px; vertical-align: top;">処 置</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 100px; vertical-align: top;">診 断</td> <td></td> </tr> </table> </div> </div>		現 症		処 置		診 断		年 月 日 () 獣 医 師 ㊦
現 症								
処 置								
診 断								

平成 年 月 日

報 告 書

学校名・園名			担当教諭		
飼育動物種			羽(匹)	♂	♀
飼育管理状況	施設	適正 <input type="checkbox"/> 要改善 <input type="checkbox"/> 前年同様 <input type="checkbox"/>	コメント:		
	環境	適正 <input type="checkbox"/> 要改善 <input type="checkbox"/> 前年同様 <input type="checkbox"/>			
	飼養	適正 <input type="checkbox"/> 要改善 <input type="checkbox"/> 前年同様 <input type="checkbox"/>			
衛生管理状況	清掃	適正 <input type="checkbox"/> 要改善 <input type="checkbox"/> 前年同様 <input type="checkbox"/>	コメント:		
	糞尿	適正 <input type="checkbox"/> 要改善 <input type="checkbox"/> 前年同様 <input type="checkbox"/>			
健康状態	栄養状態	良好 <input type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/> 要改善 <input type="checkbox"/>	コメント:		
	健康状態	良好 <input type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/>			
要望事項					
申し送り事項					

担当獣医師

平成22年度
学校飼育動物診療依頼書

施設名：	所在地：
校（園）長名： 印	飼育責任者：
診療依頼者名：	
TEL：	FAX：

次の動物の診療をお願いします。

平成 年 月 日

動物種：	呼び名：
オス・メス・不明・（去勢・避妊）済	生年月日：H 年 月 日生 才位
飼育環境： 個体 ペア 同種群 異種群 その他	
他に飼育している動物：	
掃除の回数： 毎日 毎週 毎月（ ）回	
食事の内容： 野菜（ ） 穀物（ ）	
肉類（ ） ペレット（ ）	
その他（ ）	
食事の回数：（ ）日（ ）回	
症状：	

担当獣医師記入欄

診療月日： 月 日 ～ 月 日（ ）回・入院（ ）日	
病名：	診療費合計：
治療：	
飼育指導：	

担当獣医師名

平成22年度
学校飼育動物診療報告書

動物病院名：	獣医師名： 印
住所：	
TEL：	FAX：

次の動物を診療したので報告します。

平成 年 月 日

施設名（学番）： ()	所在地：
動物種：	呼び名：
オス・メス・不明・（去勢・避妊）済	生年月日：H 年 月 日生 才位
診療月日： 月 日 ～ 月 日 () 回・入院 () 日	
症状：	
現症：	
病名：	診療費合計：
治療：	
症状：	

学校（園）記入欄

感想・要望等

飼育責任者名

平成22年度
学校飼育動物健康診断依頼書

施設名：	所在地：
校（園）長名： 印	飼育責任者：
診療依頼者名：	
TEL：	FAX：

次の動物の健康診断をお願いします。

平成 年 月 日

動物種	雄雌・避妊去勢済・不明	頭羽数	備 考
質問事項			

担当獣医師記入欄

健康診断日： 月 日 時 ～ 時
健康診断
飼育指導

担当獣医師名 _____

平成22年度
学校飼育動物健康診断報告書

動物病院名：	獣医師名：	印
住所：		
TEL：		FAX：

次の動物の健康診断を報告します。

平成 年 月 日

施設名（学番）：		()	診察日：		月	日
動物種	雄雌・避妊去勢済・不明	頭羽数	備 考			
現症：						
飼育指導：						

学校（園）記入欄

感想・要望等

飼育責任者名 _____

平成 年 月 日

平成22年度 学校飼育動物年間診療明細書

公益社団法人 新潟県獣医師会

学校名	年月日	種類	病名	治療	診療料金	備考	担当	区分
〇〇小	H22. 6. 1	ウサギ	外傷	注射・内服	2,000円	入院1日	21	5 記入例

学校飼育動物に関する支援状況報告

報告年月日 年 月 日

実施年月日	年 月 日	報告者	住所（市町名） または 所属名 氏 名	
対象学校等	所在地市町村名			
	学校等の名称			
対象の動物等と頭数（治療の場合はその頭数 治療以外の場合は飼育頭数）				
診療 以外 の 内 容	<input type="checkbox"/> 飼育相談・指導 <input type="checkbox"/> ふれあいのアドバイス <input type="checkbox"/> 人の衛生指導 <input type="checkbox"/> 学習支援（授業、講演、ワークショップなど） <input type="checkbox"/> 学校等との推進協議			
	該当する項目に○印を付けてください。			
診療 の 内 容	対象者（児童等.....名 教職員.....名 保護者.....名） 主な内容（資料等を用いた場合はなるべく添付して下さい）			
	診療、治療の概要（傷病名または異常の状況および主な処置）			
診療 の 内 容	同一傷病治療の.....回目			
	治療費について （該当欄に○印）	全額受領	一部受領（薬剤等実費のみ） （正規の.....%）	全額徴収なし
	十分な診療に必要と思われる治療費（技術料含む）.....円程度			
	診療して必要性を感じた事柄			

当会が主催のものおよび事務局員が同席したものについては、事務局で記録します。

学校飼育動物相談記録用紙

相談受付獣医師名			
小学校名		相談日	年 月 日
住所			
電話番号			
相談者氏名		役職名	
相談方法	電話 ・ 訪問 ・ 来院 (先生, 児童 名)		
相談内容 (診療を行った場合はその内容もお願いします)			
考えられる問題点 <input type="checkbox"/> 飼育舎 <input type="checkbox"/> 餌 <input type="checkbox"/> 多頭飼育 <input type="checkbox"/> 多種動物混合飼育 <input type="checkbox"/> 避妊対策 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 衛生状態 <input type="checkbox"/> その他	コメント		

教員向け講演の内容と留意点

(1) 獣医師の学校への助言の内容

獣医師にできるのは、管理方法を伝え、または指導することであって、管理することではない。

1) 学校に飼育の意義を伝える

- * 必要性：欠くべからざる体験学習のひとつ
- * 情を通じる飼育でこそ、動物は子どもの成長に役立つ

2) 教師を助ける

- * 飼育法を理解していない教師を日常的に支え、なにかあったら相談に乗る。
- * 学校の事情を見ながら、その場での楽な飼育法と一緒に考え工夫してもらう。
- * 望ましい飼育法を伝える。
- * 診療など、学校が困っていることに相談に乗る。

3) 子どもへの語りかけ

- * 専門家の言葉は、重く広がりがある。
- * 子どもの知識欲や心の成長への刺激となる。
(文献を調べて全ての事実を教えることは求められてない)
- * 子どもが動物の健康を気にしているので、健康診断を行う。

(2) 教員向け講習会について

1) 講習会の意義

教育委員会が話し合いの段階、あるいは学校のアンケートが出た段階で、教師向けの講習会を依頼してくることも多い。これはお互い協力するためには共通の理解、認識を得ておく事が重要なので、引き受けたい。なお、これを獣医師会の予算で行うことを要求する自治体が多い。獣医師会主催で各地で行われる先進地域の指導者による動物介在教育の講習会に、地域の教育委員会が参加されるとその後、その地域の獣医師会への信頼が増し、この事業がやりやすくなる場所が多く見られている。それで、県内の連携地域を広げるため毎年文部科学省の指導陣の協力を得て講習会を繰り返すところが多い。

2) 講習会の話のポイント

動物の子どもたちへの意義を中心に、衛生上の改善点などを含めて、子どもに安全に可愛がらせる方法を理解してもらうようにⅠの内容について解説していく。

内容が獣医師の得意分野である、いわゆる「理想的な飼育法や病気」のことに偏ると、教師は飼育する意義や必要性がわからないことが多いため、飼育しないなら受講する必要もないと思い、参加者が減少する傾向がある。結果、動物の飼育は大事にされずに、子どもへの教育効果も少ないままである。

教師は、本来まじめで子ども好き、教育のために日々努力している存在である。講習会には教育的な成果を具体例として示す必要がある。普段の学校との付き合いの中から、順調に飼育教育がなされている学校の教諭に実践報告をしてもらおうと、効果的である。

3) 日程等の決定

まず教育委員会と計画の遂行について相談し、内容とともに日程もお任せするのがよい。それにより教員が出やすい日と時間を設定する。それは獣医師にとって都合の悪い時間でもあるが、教師に聞かせるためには必要である。多くは週日の水、木、金曜日の午後3時くらいから1時間半くらいが見られている。

また市町村教育委員会が関われば教員の動員にもかかわるだろう。県教育委員会の場合は学校を持っていないので、動員をかけるわけにはいかないが、県内の教育センターに案内してもらい、そこから小学校に案内してもらうルートもある。

しかし、教育委員会が後援しても教員動員に関わらない場合が多く、最初の講習会に教員が集まらないのは仕方がないところがあるので落胆しないで欲しい。教育大学に講習会の説明しにいき、チラシを配布し、また校長先生方の研究会である生活科研究会、特別活動研究会、理科研究会などの会長を紹介していただきそれぞれに説明してチラシ配布をお願いすることも一定の効果がある。しかし一番有効な手段は、普段から学校とつながりのある獣医師が、その学校に案内に行くことだろう。

「学校における望ましい動物飼育のあり方」に関する研修会実施要項

1 目的

学校における小動物の飼育及び学習中の小動物の取扱い、小動物を取り巻く環境等の現状をふまえ、学校の小動物の健全な飼育の条件整備や病気への対応等に関する共通理解を通して、学校教育における望ましい動物飼育を推進するとともに、命ある生き物に対する豊かな心を育む教育の推進に資する。

2 主催

社団法人 福岡県獣医師会

3 共催

福岡県教育委員会

4 期日

平成16年8月25日(水)

5 会場

福岡リーセントホテル 2階 レインボーホール

福岡市東区箱崎2-52-1 Tel 092(641)7741

※会場の駐車場には限りがあるので、公共交通機関を利用すること。

6 対象者

小動物の飼育等担当者、理科、生活科、総合的な学習の時間担当者及び校長、教頭
市町村教育委員会担当者等

7 日程及び内容

日 程	内 容
12:30	受 付
13:00	開会行事
13:10	講 話1 「学校教育と体験学習」 文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官 日 置 光 久
14:10	休 息
14:30	講 話2 「命の実感を与え、豊かな感性を培う飼育に」 お茶の水女子大学こども発達教育研究センター客員研究員 学校飼育動物研究会代表発起人 中 川 美穂子
15:50	閉会行事
16:00	

福岡県獣医師会との協議内容について（報告）

- 1 日時 平成16年12月20日（月） 16:30～17:30
- 2 場所 福岡県獣医師会事務局
- 3 参加者 竹田福岡県獣医師会事務局長、處学校飼育動物委員会委員長、
最所筑豊家畜保健衛生所長、川島
- 4 協議題 「学校における望ましい動物飼育のあり方」に関する研修会の
今後の在り方について
- 5 内容
- 1 義務教育課の方針説明
 - ・別紙参照
 - 2 県獣医師会（学校飼育動物委員会）としての検討内容
 - ・先の研修会の成果と反響を考慮し、県獣医師会としても各学校の実情に応じた対応を今後行う。
 - ・県教委の実施方針を尊重し、予算を確保した上で獣医師の講師としての派遣を実施できるよう努力する。
 - ・相談窓口獣医師名簿上の獣医師は、全員が協力できない場合があるので、研修会の講師として依頼する場合は事務局に連絡し、事務局で人選する。（専門委員が妥当とのこと）
 - 3 確認事項
 - ・獣医師は4月から6月までは、業務の関係で講師を受けにくいいため、7月以後が望ましい。例えば7月上・中旬や夏休みの早期または、2学期から3学期。
 - ・義務教育課が実施する初任研や各教育事務所での研修会、地教委で実施する研修会の計画を5月中旬くらいまでに獣医師会にも事前に連絡してほしい。県獣医師会としての派遣体制や地区獣医師への連絡等を行いたい。また、マニュアル等を用意できれば、県の獣医師会としても作成する方向で検討したい。
 - 4 実績の集約について
 - ・義務教育課、各事務所、地教委等で実施した研修会の簡単な評価をそれぞれで行い、今後のために蓄積していく。

「学校における望ましい動物飼育のあり方」に関する研修会の今後の在り方について

義務教育課

各学校における学校飼育動物の飼育状況及び本研修会の趣旨をふまえ、今後の本研修会については、次のような実施の在り方が考えられる。

1 研修会の目的

学校における小動物の飼育及び学習中の小動物の取扱い、小動物を取り巻く環境等の現状をふまえ、学校の小動物の健全な飼育の条件整備や病気への対応等に関する共通理解を通して、学校教育における望ましい動物飼育を推進するとともに、命ある生き物に対する豊かな心を育む教育の推進に資する。

2 研修内容

- ・学校教育における動物飼育の意義及びねらい
- ・学校における小動物等の飼育を通じた「命の教育」及び「豊かな心を育む教育の在り方」の具体化
- ・学校における小動物の適切な飼育方法と傷疾病等への対応の在り方 等

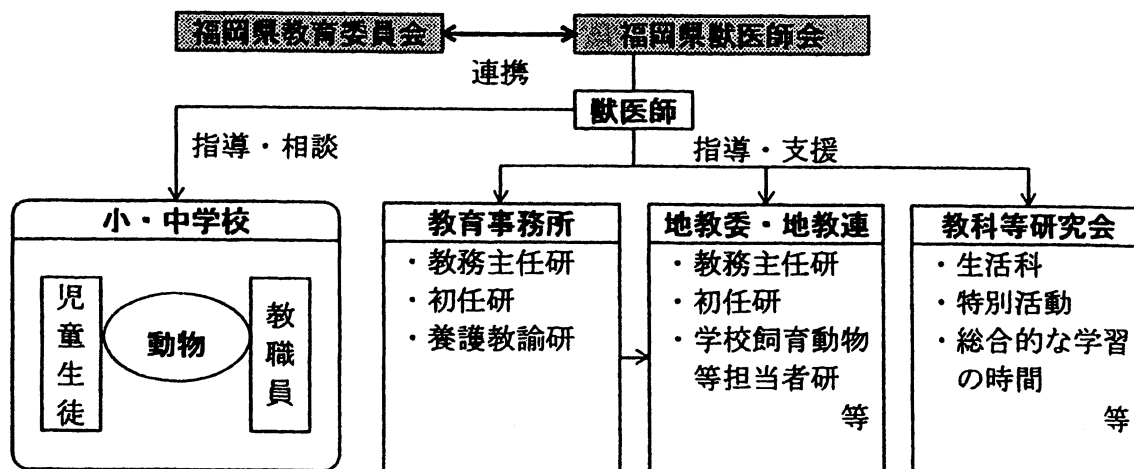
3 研修方法等

- 各教育事務所、市町村、地教連等が計画して実施する以下の研修会等の実施
 - ・初任者研修、教務主任研修
- 地教委・地教連等の長期休業期間等における動物飼育担当教員等を対象とした研修会の実施
 - ・学校飼育動物等担当教員研修会
- 生活科、理科、総合的な学習の時間等の教科等研に係る研修会の実施 等

4 研修会実施の手順

- (1) 教育事務所で実施する研修計画への動物飼育に関する研修会の位置づけ
- (2) 「学校飼育動物等担当者研修会」開催についての地教委・地教連への働きかけ
- (3) 研修会等の決定に伴う獣医師との連絡・調整
- (4) 研修会等の期日・内容等の決定、研修計画への位置づけ

5 福岡県獣医師会及び獣医師との連携の在り方に関するイメージ図



福岡県獣医師会との連携事業
「学校における望ましい動物飼育に関する研修」 実績

※平成19年12月28日現在

	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	研修会名等	対象者等	研修会名等	対象者等	研修会名等	対象者等
福岡	第2回小・中学校教頭研修会 8月8日(月) 福岡教育事務所	小・中学校教頭 (200名)	糸島地区教科等研究会「生活科・総合部会」 9月13日(水) 志摩町立可也小	小学校校長・教頭・教諭 (22名)	糟屋地区教科等研究会「生活科・総合部会」 8月28日(火) サンレイクかすや	小学校教員 (20名)
北九州	遠賀郡小学校教頭研修会 9月5日(月) 水巻町	小学校教頭等 (16名)	直方市小学校教頭会研修会 11月21日(火) 直方市立上頓野小	小学校教頭 (9名)	中間市小学校教頭研修会 2月13日(水) 予定	小学校教頭 (6名)
	鞍手郡教育研究所生活科部会 8月26日(金) 小竹町	小学校教員 (15名)				
北筑後	学校飼育動物研修会 8月22日(月) 小郡市立三国小	小学校教員等 (15名)	第1回新任教務主任研修会 5月12日(金) 北筑後教育事務所	小学校新任教務主任 (30名)	保健主事・養護教諭研修会 8月29日(水) 大刀洗ドリームセンター	保健主事、養護教諭 (150名)
南筑後	第2回管内校長研修会 10月18日(火) 南筑後教育事務所	小・中学校校長 (152名)	保健主事(小学校)研修会・新任保健主事研修会 5月15日(月) 南筑後教育事務所	小学校保健主事(109名) 中学校新任保健主事(9名)	八女郡教科等研究会「生活科・総合部会」 5月24日(木) 広川町立広川小	小学校校長・教頭・教諭 (20名)
筑豊	筑豊地区小学校教科等研修会生活科部会 8月12日(金) 筑豊教育事務所	小学校教員 (60名)	「学校における望ましい動物飼育の在り方」に関する研修会 8月30日(水) 筑豊教育事務所	小学校教職員で希望する者 (約50名)		
京築	平成17年度動物飼育に関する担当者研修会 6月30日(木) 京築教育事務所	小・中学校教員 (72名)	第1回小・中学校教頭研修 5月11日(木) 京築教育事務所	小・中学校教頭 (72名)		
県全体			福岡県総合的な学習の時間コーディネーター養成講座 1月18日(木) 福岡リーセントホテル	小学校教諭指導主事 (100名)		
計	7研修会 530名		7研修会 401名		4研修会 196名	



[公印省略]

18南教第467号
平成18年4月26日

福岡県獣医師会事務局長 殿

福岡県教育庁南筑後教育事務所長

平成18年度保健主事（小学校）研修会・新任保健主事研修会
における講師派遣について（依頼）

陽春の候、ますますご健勝のことと拝察いたします。

さて、別紙要項のとおり標記研修会を実施します。

つきましては、本研修会の趣旨をご理解の上、貴会所属 處 愛美 氏 を講師として派遣していただきませう、よろしくお願ひします。

記

- 1 期 日 平成18年5月15日（月）
- 2 会 場 福岡県教育庁南筑後教育事務所
住所 〒833-0041
筑後市大字和泉字小山口423
電話 0942-53-7198
FAX 0942-53-7527
- 3 依頼内容 「これからの健康教育のあり方」
- 4 対象者 小学校の保健主事教員 109名
中学校の新任保健主事教員 9名
- 5 講話時間 60分間（15:50～16:50）

担 当

福岡県教育庁南筑後教育事務所

教育指導室

指導主事 古賀 俊文

TEL 0942-53-7198

FAX 0942-53-7527

「学校における望ましい動物飼育の在り方」に関する研修会実施要項

- 1 目的 学校における小動物及び学習中の小動物の取扱い、小動物を取り巻く環境等の現状を踏まえ、学校の小動物の健全な飼育の条件整備や病気への対応等に関する共通理解を通して、学校教育における望ましい動物飼育を推進するとともに、命ある生き物に対する豊かな心を育む教育の推進に資する。
- 2 主催 筑豊地区生活科・総合的な学習の時間教育研究会
(会長 香春町勾金小学校 校長 岐部 寛、大任町立大任小学校 校長 諫山 秀代)
- 3 共催 福岡県獣医師会
福岡県教育庁筑豊教育事務所
- 4 期日 平成18年8月30日(水)
- 5 参加者 市町村立小学校教職員及び管理職で希望する者
- 6 会場 筑豊教育事務所 2階研修室
飯塚市立岩1401-2
TEL 0948-25-2603
- 7 日程及び内容

日 程	研 修 内 容
9 : 3 0	
1 0 : 0 0	受 付
1 0 : 1 0	開 会 行 事
1 1 : 3 0	講 話 「学校における飼育動物と動物介在教育」 講 師 福岡県獣医師会 白木原動物病院 中村 英穂 先生
1 1 : 4 0	閉 会 行 事

(社)福岡県獣医師会
会長 藏内 勇夫 様

学校飼育動物専門委員会
委員長 處 愛美

学校飼育動物の飼育支援活動について、福岡県教育庁義務教育課と協議いたしましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 日 時：平成21年12月11日(金)15時～16時
- 2 場 所：県庁4階 教育庁義務教育課
- 3 協議者：義務教育課 麻生秀樹 主幹指導主事
渡辺清二 指導主事
福岡県獣医師会 處 愛美 学校飼育動物専門委員長
中村美穂 // 副委員長
倉重 聖 // 委員(北部家畜衛生保健所長)
- 4 主な協議内容：
 - 1) 21年度獣医師会学校飼育動物専門委員会実施報告 文書による
今年度の教員研修、ふれあい教室等の実施報告書を提出した。
平成18年度より行ってきた教員研修がだんだん少なくなってきたことに触れ、23年度の改訂学習指導要領の完全実施に向けて、再度研修の見直しをするべきとの方向で意見が一致した。
 - 2) 研修方向と方法
平成17年度に行った全県対象の研修会后、各教育事務所毎の小ぢんまりした研修会の方がきめ細かな対応ができるとの判断で実施してきた。
しかし、担当者研修等は毎年同じ内容というわけにもいかず、研修が途切れることにもつながってきた。そこで、北筑後教育事務所のように新任者研修に組み込めば対象者は毎年変わることになる。
また、教育センターでの研修に組み込むことも可能であり、県教委としても、獣医師会との連携の仕方、研修の持ち方を検討することになった。
 - 3) 学校からの相談窓口（気兼ねなく相談できる場所）
相談窓口については、各小学校、地教委への徹底がなされていない現状を鑑み、まず1月15日県教委義務教育課開催の指導主事研修の中で、獣医師会との連携が存在することを、アナウンスしていただくことになった。

このことは同時に各教育事務所、地教委への連絡事項として義務教育課から文書を出していただく。(文書の作成にあたっては、各地域毎に窓口となる獣医師をわかりやすく紹介する等、渡辺指導主事と處委員長の間で具体案を協議する。)

4) 学校飼育動物飼養実態の把握

小学校での動物飼育状況については、飼育の有無が生活科実施報告等で判るが、動物種や飼育形態等の詳細の報告はなく、調査もしていない。

新学習指導要領の完全実施にあたって、どのような形で動物飼育を実施するかは小学校長の判断であり、県教委がそこまで踏み込んだ指導はできない。

『極端に言えば、カブトムシでも、水槽の中の魚でもそれは可能であり、思いがけないクレマーの出現等を考慮すると、哺乳類や鳥類のほうが情を通わせられることはわかっているも、水槽の中の生物・・・となってしまう(麻生主幹が心情をのぞかせ、これが教育現場の現実であろう)。』

5 その他

今後は、渡辺指導主事と密に連絡を取りながら取組みを具体化していくことを確認して協議を終了した。

平成22年3月〇〇日

学校飼育動物「相談窓口獣医師」推薦のお願い

各支部長 殿

学校飼育動物専門委員会

委員長 處 愛美

平成20年3月小学校の学習指導要領が改訂され、1・2年生の生活科では「動物と植物の双方を継続的に飼育し、栽培すること」が明記されました。そして「その実施に当たっては、地域の専門家や獣医師の協力のもとに行うこと」となっております。

この改訂の23年度全面実施に向けて、私たち獣医師会が小学校からの要請にいつでも対応できる体制を作らなければならないと思っていますところでは。

小学校では、これからこの指導要領を実施していくに当たり、私たち獣医師の協力が不可欠となってきます。

学校飼育動物専門委員会と福岡県教育委員会（県教委）との協議の中で、以前より活動しております「相談窓口獣医師」「表1」をより一層充実させて欲しいと、県教委から要請がありました。

それに伴い、22年度に向けて名簿の作り直しをすることといたしました。

現在県内の38名の先生方に「相談窓口獣医師」を受託いただいております。

各支部においては、地域性や小学校数等を考慮し、小学校に対応していくためには最低「表2」の人数が必要であろうと考えております。

つきましては、各支部において「意欲ある人材」をご推薦いただきますようお願い申し上げます。また人選に当たりましては「表3」の各支部の学校飼育動物専門委員会の委員も協力させていただくことを考えておりますので、よろしくご配慮のほどお願いいたします。

22年度新学期早々に、県教委より県内全小学校に「相談窓口獣医師」の一覧表が配布されることを予定しており、お忙しいとは存じますが3月中に名簿の提出をお願いいたします。

狂犬病等の準備でお忙しい中申し訳ありませんが、重ねてお願い申し上げます。

平成22年5月 日

学校飼育動物相談窓口獣医師各位

(社)福岡県獣医師会
学校飼育動物専門委員会
委員長 處 愛美

学校飼育動物相談窓口獣医師としてお願いしたいこと

このたびは学校飼育動物相談窓口獣医師をお引き受けくださりありがとうございます。相談窓口として小学校や幼稚園等からどの程度の相談が持ち込まれるのか予測は困難ですが、公益法人を目指す獣医師会としては、できる限り、学校を支援したいと考えています。

そこではお願いです。

- 1、 学校から飼育動物に関する相談があった場合、ご自分で対応できることであれば問題ないと思いますが、費用のこと、人手のこと、エキゾチック動物であったり、大動物であったりと専門外でよく分からなかったりした場合、各支部に学校飼育動物専門委員がおりますので遠慮なく連絡をしてください。わからないからと断らずに、とにかく預かるなり、待ってもらうなり、受けてください。そのうえで委員なり、委員長である處に連絡をください。
- 2、 添付の様式で報告をしてください。
今後、教育行政と話をしていく場合の資料になりますのでよろしくお願いします。
- 3、 原則として、相談だけの場合は無料で受けてください。治療等で費用がかかる場合は、学校側とよく相談されて、どの程度なら出せるのか、聞いてみてください。以前に比べ学校側も治療費を準備できることが多くなってきています。
それでも判断しかねる時は前述のように県獣委員会に連絡してください。
- 4、 名簿は県教育委員会を通じて県下の小学校、幼稚園に配布されますのでご了承ください。任期は23年度までの3年間です。

平成22年度 第1回(管内)教務主任等研修会 アンケート 集計結果

研修日:平成22年10月12日(火)

小学校教員【42名】・中学校教員【17名】

Q 研修1(講話)「動物とのふれあいによる心の教育」は、参考になりましたか。

小学校

- | |
|---|
| <p>○教師として、人間としての心構えを持つことができた。</p> <p>○動物飼育の内容は、新学習指導要領の内容とつながることが分かった。</p> <p>○心の教育の面から、大変大切な内容であることが分かった。</p> <p>○動物飼育も、意図的・計画的に取り組む必要があると感じた。</p> <p>○初めて聞く内容であり、命の大切さを改めて感じた。</p> <p>○うさぎの出産をコントロールできることが分かった。</p> <p>○飼育委員会や用務員さんに任せっぱなしを見直す必要があると感じた。</p> <p>○獣医師さんとの連携について考えることができた。</p> <p>○先生の話が大変分かりやすかった。</p> <p>○講話の後半の実践例が大変よかった。</p> |
| <p>▲「4つの不足」の解消には、時間がかかる。</p> <p>▲さらに、飼育の留意点について具体例を聞きたいと思った。</p> <p>▲飼育小屋がなく、予算的にも実施することに無理がある。</p> |

中学校

- | |
|--|
| <p>○中学校でも、学活や総合で実践していきたい。</p> <p>○今後の参考になる。</p> <p>○先生の話が大変分かりやすかった。</p> |
| <p>▲中学校の実態とは、離れている。</p> |

平成22年度市町立学校事務職員研修会講演報告

(社) 福岡県獣医師会
学校飼育動物専門委員 中島輝行

- 1 日時 平成22年10月22日(金)
13:30～14:30
- 2 場所 福岡県教育庁南筑後教育事務所 第1研修室
- 3 参加者 管内市町村小・中・特別支援学校事務職員及び学校事務代理職員
(約150人)
- 4 講話内容 『学校における小動物の適切な飼育方法と傷疾病などへの対応の在り方』
 ・学習指導要領の内、学校飼育動物に関する文言の抜粋
 ・動物が人に与える影響
 ・学校飼育動物の問題点
 ・理想的な飼育方法と病傷動物に対する対応(主にウサギ)
 ・鳥インフルエンザに対する対応
 ・学校飼育動物相談窓口獣医に関して
 ・質問の時間(約5分でした)
 ・獣医師会の活動状況
- 5 感想 この度の講話は昨年と同じ内容依頼でした。
 ただ昨年に行えなかった質問の時間を設けるため、若干の内容変更をして行いました(あえて獣医師会の活動状況を最後にしてみました)。
 今回の講話では、いかにして「健康で清潔な飼育動物」を児童たちに提供できるのかを考えてみましょうのスタンスで話させてもらいました。
 まずもって思ったことは学習指導要領の内容を現場は(学校飼育動物に関して)把握していないのだろうなと思いました。
 ある小学校の先生と話す機会があって(今回の研修会とは違う日時でしたが)今の学校では、極力児童に飼育動物を触らせないようにとの指導があることを聞き、来年度からの指導要領の実施は大丈夫なのだろうかと心配しています。
 学校飼育動物相談窓口獣医について、飼育動物の診察をなされない獣医もいること、ただし相談ネットワークをつくったので活用してほしいことを伝えました。
- 以下、質問の内容を記します。
- ・ウサギが増えて困っているが、オス・メスを鑑別して分けるしか方法はないのか?
(基本的にはそう思う。スペースがあれば未分・オス・メスと区切ってみてはどうか・・・)
 - ・往診してもらえるのか?

(連絡を取り合いながら伺いたい)

後日談ですが、講話の翌日にウサギが骨折したかもしれないから診てもらいたいと研修会に参加されていた事務職員さんが来院されました。
(ウサギは事務職員さんのペット)

自分はウサギの外科は数を見ていないので、もし外科処置が必要なときはエキゾチックに強い獣医を紹介しますと伝えただけで X-Ray を撮り骨折・脱臼等の所見がないのを確認したので様子を観てもらおうようにしたのですが、私がウサギの診療全般を診れると思われていたのか、不信感を持ちながら帰っていったように感じました。

このようなことで学校とうまく信頼関係が結べるのか？と自問自答しているところです。

平成22年度福岡県教育センター専門研修（キャリアアップ講座）
「気付きを高める生活科授業づくり」講演報告

（社）福岡県獣医師会
学校飼育動物専門委員会委員長 處愛美

1. 日 時 平成22年10月29日（金）
 - ・事前打ち合わせ 9:00～9:30
 - ・講 話 9:30～11:00
2. 場 所 福岡県教育センター
3. 講話内容 「動物とのふれあいによる心の教育」
4. 参加者 小学校教員 30名
5. 感 想

来年度から全面実施される新学習指導要領の動物飼育に関することを中心に、獣医師が学校動物の飼育支援をするのはなぜなのか、私たちがかわり始めたきっかけも含めて話しました。

今回は生活科の授業づくりに特に関心のある教員が対象だったので、みなさんとても熱心でした。私が飼っているウサギとモルモットを連れていき、実際にぬくもりのある動物を抱いていただき、その体温を直接感じてもらいました。研修を企画した指導主事と参加者からの感想もいただいていますので添付して報告とします。

平成22年11月15日

ところ動物病院

院長 處 愛美様

福岡県教育センター教科教育班

指導主事 内藤 博愛

朝夕はめっきり冷え込むようになりました。處先生におかれましては益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、先日はお忙しい中本センターでの講座を、快くお引き受けいただき、お陰様で充実した研修を行うことができました。その中でも特に子どもの作文に心打たれました。私たちでは伝えることができない大切なことを動物飼育を通して伝えることができる、そのような「教育的な価値」を改めて感じました。

また、とても具体的な事例をもとにした講話により、受講者のアンケートも満足度の高いものばかりでした。主務者として、感謝の念に耐えません。誠にありがとうございます。

お礼が遅くなり申し訳ありません。

先生には、今後ともお世話になると思いますが、よろしく願います。

以下、不躰ですが、受講者の感想を抜粋し、紹介させていただきます。

- ・「動物とふれあうことの大切さ、動物とふれあうことで子どもが変わっていくことが分かりました。ぜひ、学習に取り入れていきたいです。」
- ・「獣医師さんの話を聞くことができたというのが、一番よかったと思いました。ウサギやモルモットとも触れあうことができ、子ども達にも体験させてあげたいと思いました」
- ・「実際に動物と触れあうことができ、子ども目線で考えることができました。」
- ・「處先生は学校現場のことがよくわかっていらっしやって、「うわべ」ではないお話を聞くことができてよかったです。」
- ・「獣医師さんが学校飼育にとっても協力的でいて下さることが心強かった。今後も相談させていただきたいと思います。」

年 月 日

() 市獣医師会定期学校訪問票

() 市立 _____ 小学校 担当学校獣医師 _____

担当教職員 () ____年生担任、又は () 飼育委員会担当

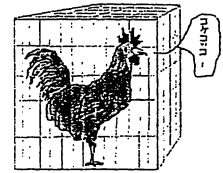
氏名・

飼育担当の子ども	学年飼育 ____年生、飼育委員会 () 年生、その他 ()
飼育の位置づけ○記入	あり (生活科、総合、道徳、委員会活動、学級活動)、 特になし
飼育動物	チャボ・ウコッケイ・鶏 (○をつける) (): ♂ () 羽 ♀ () 羽
記入法 () 内記入	ウサギ: ♂ () 羽 ♀ () 羽
飼育舎または校舎内 か○をつける	その他: 種類 () 飼育場所 (飼育舎、校舎内) ♂ () 匹 ♀ () 匹
*去勢動物: (\) で	種類 () 飼育場所 (飼育舎、校舎内) ♂ () 匹 ♀ () 匹
休日の対応策 () にチェック記入	() 当番の子ども () 飼育担当の教師が交代で () 全教員が交代で () 当番の子とその保護者 () 当番の子と、校内で募った「親子ボランティア」() 警備員 () 校外のボランティア その他 ()
本日の要望と 懇談内容 (不足分は裏に記入)	
学校が課題だと思うこと (困っていること) ○をつける	子どもへの負担、掃除が大変、糞の処置、長期休業の世話、土日の世話、 病気の時の処置、死んだときの処置、子どもへの健康被害、数が少ない 数が多すぎる、授業への活用法、スズメが入る、鼠が出る、餌の入手、 飼育舎の改善 (何を?) 他 ()
獣医師会への希望	現行の支援: 日常の相談相手、治療、定期学校訪問 (現場での交流) 他 ()
担当獣医師感想	清掃状況: 良い、もう少し、大いに頑張ってもらいたい 餌・水やり: 良い、もう少し、大いに頑張ってもらいたい、判断できない 担当者の関心度: 良い、もう少し、大いに頑張ってもらいたい 暑さ・寒さ対策: 良い、もう少し、大いに頑張ってもらいたい 動物の状態: (人に慣れて) 寄ってくる、少し怖がる、逃げ回る

* 動物の名前があるなら、動物の欄の處に、あるいは欄外などに解るように書き入れて下さい。



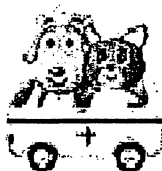
訪 問 記 録



施設名 _____

平成 年 月 日

観察項目	観 察 評 価
種類と数	_____()、_____() _____()、_____()
健康状態	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 状態の悪い()がいる コメント:
食 欲	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 悪い
飲 水	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 悪い
飼育小屋の状況	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 改善点あり コメント:
野鳥の侵入対策	<input type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> 改善点あり コメント:
消毒対策	<input type="checkbox"/> 適切であると判断 <input type="checkbox"/> 改善点あり{ある場合は下記を チェック} { <input type="checkbox"/> 手洗い <input type="checkbox"/> うがい <input type="checkbox"/> 手袋 <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 長靴 <input type="checkbox"/> 消毒バット(消毒液: _____)}
世話係り	<input type="checkbox"/> 児童 (飼育係 ・ _____ 年生 ・ _____) <input type="checkbox"/> 先生 (_____)



社団法人滋賀県獣医師会

本日うかがいました獣医師

飼育導入時のふれあい授業

＜触れ合い授業案＞

小学校 飼育委員会または 学年（ ）名 担当（ ）教諭
月 日（ ） 時間 午後 時 から45分授業（準備は20分前から）

目的

初めて飼育を担当する委員会の子どもたちに、獣医師の支援を受けて、動物の気持ちや体のことを伝えながら、動物を抱かせる体験をさせる。それにより、生き物の実感を通して興味を持たせ、親しみをわかせるように誘導する。また、これ以後、子ども達が情をもって動物の世話をすることにより観察が細くなり、生体の営みを理解し、弱いものへの思いやりや接触した喜び、生物にたいする科学的興味を培うように期待する。同時に、獣医師との交流で理科的な刺激を与え、将来の職業選択の幅をひろくしたい。

「ウサギとチャボを知って、世話しよう」

会場：多目的室など（*体育館は注意散漫になりやすい）

児童： 名（ ）班に分ける（1班 10～13名ほど）

担任の先生：（1名（ ））（ ）それぞれ1班につく（獣医師等補佐）

保護者：（1班あたり1～2名）（15分前に集まって頂き、抱き方など実習していただく）

参加動物：学校の動物（ウサギ3羽、チャボなど（5羽）不足分は近隣から借りる）

獣医師：名 獣医師会（ ）

支援：スタッフ 名

準備段階で「動物が怖がるから騒がないで、しずかにしてあげてください」と注意

時間	内容	備考
挨拶 1分	（担当の先生）紹介	子どもさんを最初から班に分けて手を洗ってもらって下さい（※）
動物の話 8分	最初に、騒がないように注意（動物がこわがる） ニワトリ、ウサギとの仲良くなり方 動物の話をちょっとだけ、人への影響	フリップなど 絵を示して説明 あるいはPCから映写
動物の体 5分	抱き方指導 潰さないように、噛まれないように 心音を人と動物と比較	先生、子ども、動物と順に心音を比較 （先生も心臓貸して下さい） 拡大心音計使用 かけ算
ふれあいタイム 15分	班にわかれ、ふれあう。 各班に担任の先生や保護者などの補助者がひとりずつつく 動物を配布（介助者が一匹ずつ つれて班につく）	正座のしっかりした膝にバスタオル2重に折って膝に置いて、その上に動物を抱かせる。 バスタオル1班あたり2枚 学校でご用意をお願いします
質問タイム 10分	（担任が質問者を指名）	回答、獣医師
挨拶 1分		（獣医師）命を握っているのは皆です。
まとめタイム	（担任）	挨拶

宿題 何か一つだけ、本当に思ったこと、気になることがある人は書いて、後日獣医師に渡す。
（できたら先生もご意見をいただきたく。）

学校用意：バスタオル1班1～2枚、新聞紙、（プロジェクター）（マイク）

動物（ダンボール等にいれて、会場におくがうるさいチャボなら最初は室外におく。
喧嘩する同士は箱を分ける）ゴミ袋、ティッシュ、電源コード（3ヶ口）
長机（心音拡大計と動物の置き場と資材おき場として計2ヶ）

動物の話しポイント

●すみか

本当はウサギは野原で暮らしていて、いつでも食べ物はあるし、綺麗なところで寝ることができる。

しかし、このウサギたちは、一年360日、ここで目を覚まして、ここで排尿、排便してたべて、またここで寝る。それは自分だったら辛いでしょう？でも外に出すと犬や猫にやられるから、出さないけれど、みんなのためにここで暮らしている動物達が辛くないように、餌に注意して、せめて綺麗なところで暮らせるように、毎日お掃除をしてあげてください。

●食べる

人は一日3回食べているけど、動物だからって、一日一回はつらいかもしれないし、土日は食べなくて良いということは、ない。

命には休みがないので、おうちの人に一緒に来てもらって、休みにもたべられるようにしてあげて。

人と同じに朝はお腹がすいている。学校にきたらちょっと小屋を覗いてあげて、水がなかったらたしてあげる。餌もなかったら入れてあげる。うちから野菜をもってきたら喜ぶね。

チャボのためには、大きいと食べられないから、うちで野菜をほそく刻んで持ってきて。

なにが好きか、いろいろやってみてください。

(生の芋や豆 アボガド、またネギのようなのはダメ)

●からだ

人より小さい、自分がウサギだったら、ウサギに触ろうとする今のあなたはどのくらいに見えるか、を想像させて、ウサギから見たら自分は巨大な大きさだと感じさせる。

また、大福餅がつぶれない程度で優しく膝の上で包み込む。ギュッと持つと、肺臓の入っている胸が動けなくて、呼吸ができなくなるから。

●気持ちを想像する

動物はみんなより小さいから、怖がっているのは動物の方だから、優しくしてあげて。

動物は言葉を言えないから、どうしたいのか、何か困っていないかを考えて、良くみてあげて。

@飼育導入授業の最初に、子ども達に呼びかけること

「みんなは、なぜ毎日学校にきて勉強しているの？ そう、たくさん勉強して人よりいろいろ覚えて、良い仕事について、裕福な生活ができたら素敵ですね。でも、いろいろなことを勉強して、たくさんお金を稼ぐえらい人になっても、後で悪いことをしたら悲しいよね。そうならないように、人の悲しむことはしないで、人と仲良くでき、命を大事にする人になること。そして自分の好きな、得意なことで人の役にたって「ありがとう」って言われたら、それはとても幸せですよ。そのために今、勉強しているのじゃない？動物は口がきけないから、みんながその気持ちを考えてあげられるようになったら、お友達の気持ちもわかるようになりますよ。また動物が喜ぶように可愛がったり世話をしてあげたら、そのうち安心してなついてくれます。可愛いですよ。そしてその可愛い動物が死んだら悲しいでしょ。命とか、死ぬとかが分ります。なぜ死んでしまったかと、勉強したくなりますよ。

だから学校の先生方は、学校で動物を飼って、皆に可愛がってもらおうと思っているのですよ。」

又は、

学校で、いろいろなことを勉強して、たくさんお金を稼ぐえらい人になっても、後で悪いことをしたら悲しいよね。そうならないように、人の悲しむことはしないで、人と仲良くでき、命を大事にする人になること。

そのためにも小学生の今、勉強しているのですよ。

動物は口がきけないから、みんながその気持ちを考えてあげられるようになったら、お友達の気持ちもわかるようになりますよ。

また動物が喜ぶように可愛がったり世話をしてあげたら、そのうち安心してなついてくれます。可愛いですね。実は、動物が優しくなるかどうかは、みんながどのようにしてあげるかで、決まりますよ。

契約締結にあたって

東京都獣医師会〇〇支部

青少年の問題行動が増え、少年犯罪の頻発、凶悪化、低年齢化の進む中、文部科学省の学習指導要領（解説書）の中に「動物飼育について地域の獣医師との連携と指導」が明記されるようになり、学校飼育動物を通じての体験教育は子どもたちの心の成長に果たす役割が大きいとされています。また、ヒューマンアニマルボンド（人と動物の絆）の研究において、人と動物の相互作用から生まれる人への好影響が科学的に解明されてきて、そのことは子どもたちの心身の発達のためには欠くことのできないものとなっています。昨今では育児家庭での動物飼育が減少し、特に都市化や少子化の進む東京都においては、学校等での動物飼育はよりいっそう重要になってきています。

これらを踏まえ、本会の学校飼育動物支援活動は、公益法人として、また獣医師という専門家として学校飼育動物の飼育及び公衆衛生指導を介して、子どもと学校飼育動物の健康を守り、これからの社会を担う子どもたちの情操教育及び科学教育を支援することを目的としています。

〇〇区（市）立小学校・幼稚園における動物飼育支援活動に関する契約書
（ひな形）

〇〇区（市）（以下「甲」という。）と社団法人東京都獣医師会〇〇支部（以下「乙」という。）とは次の条項により、飼育動物の診療および飼育指導等について、委託契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、〇〇区（市）立小学校・幼稚園における動物飼育が円滑に行われるよう、甲が乙の協力を得て実施する支援活動の内容・手順等を定め、動物飼育を通じた情操教育の質の向上を目的とする。なお、ここに定める動物とは、〇〇区（市）立小学校・幼稚園で飼育されている哺乳類、鳥類とする。

（業務内容）

第2条 乙は、〇〇区（市）立小学校・幼稚園で飼育する動物に関する相談を受け助言を行う。

- 2 定期訪問を行い、飼育動物の飼育環境の把握に努める。
- 3 動物の診療を行う。
- 4 動物の死亡時には遺体検案を行い、別に定める社団法人東京都獣医師会と動物霊園協会との間の契約にもとづき、埋葬の手続きを行う。

（契約期間）

第3条 この契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに甲乙双方から何の申し出もない時には、この契約は1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（委託料）

第4条 上記第2条において定める業務に関わる委託料は、〇〇〇,〇〇〇円とする。

（委託料の請求）

第5条 乙は、業務報告書等を添えて、委託料を甲に請求するものとする。

（委託料の支払い）

第6条 甲は、前条の規定により請求を受けたときは、業務報告書等の内容を審査し、適正

と認めた場合、これを請求の日から 30 日以内に乙に支払うものとする。

(契約外の事項)

第7条 本契約に定めのない事項あるいは疑義が生じた場合には、甲・乙協議の上定めるものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲と乙とが各々記名押印して、各自 1 通を保有する。

平成□□年□月□日

甲 ○○区(市)長

印

乙 東京都獣医師会○○支部支部長

印

東京都獣医師会 学校動物飼育支援事業委託契約書雛形の説明書

以下は獣医師会内部用文書

(名称について)

例えば

1. ○○区(市)立小学校・幼稚園における動物飼育支援活動に関する契約書
2. 学校飼育動物に関する契約書
3. 学校飼育動物の飼育指導ならびに診療に関する契約書

ただし、飼育指導という言葉を用いるときには、教育現場が獣医師の介入を必要以上に恐れる場合があるので、注意を要する。

(目的)

事業内容または目的を具体的に明記すべきである。特に、上記の契約書名称の中に、動物支援活動や学校飼育動物事業等の言葉が用いられない場合には、目的の条項は必須であると考えられる。また、目的とは、東京都獣医師会の学校飼育動物活動事業要綱で記している様な精神論ではなく、学校飼育動物に対する飼育支援、診療等具体的なものを記す。

(業務内容)

1. 飼育支援(指導)、飼育相談
 2. 定期訪問
 3. 診療
 4. 死亡時の遺体検案
- の4つを柱として、必ず明記する。

(契約期間)

1年ずつの継続契約が望ましい。

(委託料、契約金)

契約金は、診療業務の内容や、飼育指導の回数等一つ一つの単価を出して契約するよりも、全ての業務内容を一括して契約する方が、業務や契約に幅を持たせることができるので推奨する。

目安として、最低1校3万円以上とする。これ以下で契約をすると、業務内容の4項目全てを網羅して活動することは厳しくなると考えられるからである。因みに現在最高で契約しているところは、6万円である。

(業務報告)

1年間の業務内容の報告書を作成し、行政側に報告する。また、その報告書を本会の学校飼育動物委員会にも提出する。

(契約相手)

契約は、各市区町村またはその教育委員会と獣医師会（支部）との間で行われる。個人契約とすることは好ましくない。

委 託 契 約 書

- 1 契約の目的 学校飼育動物サポート事業業務委託
- 2 契約場所 小学校・幼稚園
- 3 契約期間 契約の日から平成22年11月30日まで
- 4 契約金額 金 円 (消費税等を含む)
- 5 契約保証金 契約規則第11条第1項第5号により免除

上記について、委託者 (以下「甲」という) と受託者 社団法人 岐阜県獣医師会 (以下「乙」という) との間において、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき頭書の契約金額をもって、頭書の期間までに委託事業を完了するものとする。

(内容)

第2条 乙は、当該学校(園)において、次の各号における事業内容にあたりるとともに必要に応じて講習会等で、児童、教職員に正しい知識を普及する。

- (1) 飼育施設の適正管理指導
- (2) 飼育動物の飼い方指導
- (3) 動物の健康診断
- (4) 家畜動物伝染病予防法に基づく予防接種
- (5) 人畜共通感染症予防指導

(秘密の保持)

第3条 乙は、本契約の履行に当たって、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事業報告)

第4条 乙は、年1回、飼育動物等のいる 市内の各小学校及び幼稚園について巡回指導し、その結果を甲及び学校(園)長に報告するものとする。

(契約代金の支払)

第5条 乙は、事業完了報告後甲の確認を受けたときは、甲の指示する手続きに従って契約金額の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙の支払請求があったときは、受理した日から30日以内に契約代金を支払うものとする。

(契約外の事項)

第6条 本契約書に定めのない事項等この契約に関し疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各々その1通を保有する。

平成22年 4月 日

甲

代表者

乙 岐阜市下奈良2-2-1

社団法人 岐阜県獣医師会
会長 近藤 信雄

別紙

個人情報取扱特記仕様書

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(取得の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得する場合は、本人から直接取得し、又は本人以外から取得するときは本人の同意を得たうえで行わなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(改ざん、漏えい、滅失及びき損の防止等)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、改ざん、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、その契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第10 甲は、乙がこの契約による事務の執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

仕 様 書

- 1 事業名 学校飼育動物サポート事業業務委託
- 2 契約場所 小学校・幼稚園
- 3 事業内容 飼育動物等のいる各小学校及び幼稚園について、巡回指導を行ない、下記事業を遂行する。
 - (1) 飼育施設の適正管理指導
 - (2) 飼育動物の飼い方指導
 - (3) 動物の健康診断
 - (4) 家畜伝染病予防に基づく予防接種
 - (5) 人畜共通感染症予防指導
- 4 事業期間 契約の日から平成22年11月30日まで
但し、巡回指導は、平成22年7月10日までに実施し、巡回指導の結果等については、結果判明後速やかに報告すること。
- 5 その他 巡回指導報告には、細菌検査（サルモネラ菌、病原性大腸菌O-157）の検査結果を含む。

学校（園）飼育動物診療・飼育指導・健康診断委託契約書

新潟市（以下「甲」という。）と、公益社団法人新潟県獣医師会（以下「乙」という。）は、新潟市立学校及び新潟市立幼稚園（以下「学校（園）」という）の飼育動物の診療，飼育指導及び健康診断について，次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は，次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し，乙はこれを受託する。

（1）業務の名称 学校（園）飼育動物診療・飼育指導・健康診断業務

（2）業務の内容 新潟市立の小学校，中学校，幼稚園及び特別支援学校の飼育動物に対する，別紙「学校（園）飼育動物診療・飼育指導・健康診断実施要領」による診療，飼育指導及び健康診断並びに児童，生徒，園児及び教職員への動物愛護精神の普及・啓発業務とする。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は，平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料の額は，飼育動物診療・飼育指導・健康診断対象学校（園）1校につき26,020円（うち消費税等1,239円）とし，業務を行った学校（園）を乗じて得た額とする。

（契約保証金）

第4条 新潟市契約規則第34条第6号により契約保証金は免除する。

（権利義務の譲渡の禁止）

第5条 乙はこの契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし，あらかじめ甲の書面による承認を受けたときはこの限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は，業務を第三者に再委託してはならない。ただし，あらかじめ甲の書面による承認を受けたときはこの限りでない。

（実地調査等）

第7条 甲は，必要があると認めるときは業務の実施状況について随時実地調査し，乙に対して所用の報告若しくは資料の提出を求め又は必要な指示をすることができる。

（損害の負担）

第8条 業務の実施に伴い生じた損害は乙の負担とする。ただし，その損害の発生が甲及び学校（園）の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。

2 乙は業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは，その損害を賠償しなければならない。ただし，その損害の発生が甲及び学校（園）の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。

（委託料の請求）

第9条 乙は委託料の請求の際，実績報告書とともに甲の定める請求書を甲に提出するものとする。

(委託料の支払)

第10条 甲は、前条の規定による請求があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。

(2) 乙が故意又は重大な過失により甲及び学校(園)に損害を与えたとき。

2 乙は前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害を請求できないものとする。

(損害賠償)

第12条 甲及び乙は、この契約に定める義務を履行しないために契約の相手に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として相手に支払わなければならない。

(天災による履行不能)

第13条 天災その他不可抗力によって業務上損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかったと認められるときは、甲はその損害の全部又は一部を負担するものとする。その負担額は、甲、乙協議のうえ定める。

(除外事項)

第14条 この契約においては、下記の事項について業務に含まない。

(1) 健康診断以外の往診による診療

(2) 鳥インフルエンザ、ニューカッスル病などの突発的かつ広範囲に影響が及ぶ感染症に対してのワクチン接種及び診療

(費用の負担)

第15条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市
代表者 新潟市長 篠田 昭

乙 新潟市中央区新光町15番地2
公益社団法人 新潟県獣医師会
会長理事 楠原 征治

覚書

新潟市（以下「甲」という。）と、公益社団法人新潟県獣医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、平成22年4月1日締結の学校（園）飼育動物診療・飼育指導・健康診断委託契約外の往診による診療及び「学校（園）飼育動物診療料金基準表」により算出した額が、1件30,000円を超える診療（以下「委託契約外診療」という。）に関して必要事項を定めるものとする。

（期間）

第2条 業務の期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

（費用の負担）

第3条 甲及び乙の委託契約外診療にかかる費用の負担割合は、次のとおりとする。

甲の負担割合	70%
乙の負担割合	30%

（準用）

第4条 平成22年4月1日締結の学校（園）飼育動物診療・飼育指導・健康診断委託契約書第5条から第13条並びに学校（園）飼育動物診療・飼育指導・健康診断実施要領第2条から第4条及び第9条の規定は、この覚書に基づく委託契約外診療に準用する。

この覚書の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市
代表者 新潟市長 篠田 昭

乙 新潟市中央区新光町15番地2
公益社団法人 新潟県獣医師会
会長理事 楠原 征治

別紙

学校（園）飼育動物診療・飼育指導・健康診断実施要領

（目 的）

第1条 この要領は、新潟市（以下「甲」という。）が公益社団法人新潟県獣医師会（以下「乙」という。）に委託して行う、新潟市立学校及び新潟市立幼稚園（以下「学校（園）」という。）が飼育する動物の診療，飼育指導及び健康診断について必要な事項を定め，もって飼育環境の向上及び維持増進並びに委託業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

（対象施設）

第2条 診療飼育指導及び健康診断の対象施設は，別表1に掲げる学校（園）とする。

（対象動物）

第3条 診療，飼育指導及び健康診断の対象動物は，学校（園）の全飼育動物とする。

（対象診療科目）

第4条 診療科目は，内科，外科を問わず全ての科目とする。

（委託診療の範囲）

第5条 甲が乙に委託する診療の範囲は，乙の定める「学校（園）飼育動物診療料金基準表（別表2）」により算出した額が，1件30,000円以下の診療に限る。

（診療動物病院）

第6条 前条の診療は，原則として，乙の構成員（以下「丙」という。）の開設する，別表3に掲げる動物病院において行うものとする。

(健康診断の実施)

第7条 乙は、別表1の学校(園)において、年1回健康診断を実施するものとする。

2 乙は、前項の健康診断の計画をたて、あらかじめ甲に通知するものとする。

3 第1項の健康診断において疾病を発見し、学校(園)において診療を行い、別表2により算出した経費が1件30,000円以下のときは、第5条の診療を行ったものとみなす。

(飼育指導等)

第8条 乙は、学校(園)の求めに応じ、最低限年1回、学校(園)において飼育指導を行うものとする。

2 前項に掲げる飼育指導のほか、乙は学校飼育動物の飼育に関し、甲の行う事業に協力するものとする。

(雑 則)

第9条 学校(園)は、飼育動物について診療を希望するときは、「学校飼育動物診療依頼書」(別紙1)に必要事項を記載し、事前に丙に連絡したうえで、診療を依頼するものとする。

2 丙は、学校(園)の依頼により診療を行ったときは、「学校飼育動物診療報告書」(別紙2)を作成し、学校(園)に交付するものとする。

3 学校(園)は、前条の健康診断を受けようとするときは、「学校飼育動物健康診断依頼書」(別紙3)に必要事項を記載し、丙に提出するものとする。

4 丙は、前項の健康診断を行ったときは、「学校飼育動物健康診断報告書」(別紙4)を作成し、学校(園)に交付するものとする。

5 乙は、丙の報告に基づく「学校飼育動物年間診療明細書」(別紙5)、及び「学校飼育動物健康診断実施明細書」(別紙6)を作成し、契約期間満了後15日以内に甲に提出するものとする。

別表 2

学校（園）飼育動物診療料金基準表

『診 察 料』		
初診料		1,300 円
再診療		650 円
健康診断料		3,250 円
指導料		2,000 円
『検 査 料』		
尿検査		930 円
検 便		520 円
血液検査		1,950 円
皮膚検査		920 円
超音波検査		2,600 円
レントゲン検査		3,250 円
『薬 治 療』（薬価は別）		
内科薬（1日分）		260 円
外科薬		650 円
点眼薬		650 円
『注 射 料』		
皮下注射		1,300 円
筋肉注射		1,300 円
静脈注射		1,560 円
点滴注射		1,980 円
『処 置 料』		
小		780 円
中		1,170 円
大		2,340 円
爪切り		910 円
酸素吸入		4,030 円
『麻 酔 料』（薬価は別）		
局所		1,750 円
全身 注射		5,330 円
吸入		8,450 円
『手 術 料』		
去勢手術		19,890 円
（1日入院，吸入麻酔，6日分内服薬）		
『入 院 料』（1日）		2,210 円

この表に記載のない項目については，昭和59年新潟県獣医師会小動物部会発行の診療指針をもとに計算する。

業務委託契約書

滋賀県知事 嘉田由紀子（以下「甲」という。）と社団法人 滋賀県獣医師会長 深見 睦弥（以下「乙」という。）とは、学校飼育動物適正管理指導事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

【委託業務の内容】

- 第1条 甲が乙に委託する業務の内容は、平成22年度飼育動物適正管理指導（モニタリング調査・指導）事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。
2. 乙は、委託事業の実施にあたり、仕様書および県の指示に従うものとする。

【調査対象期間】

- 第2条 調査の対象期間は、平成22年7月1日から平成23年3月31日までとする。

【委託料】

- 第3条 業務の委託料は、金304,000円（消費税および地方消費税を含む。）とする。

【委託事業の検収等】

- 第4条 甲は、事業完了報告書を受領したときは、担当職員をして10日以内に検査を行わせるものとする。
2. 前項の検査の結果、不合格となり成果品について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく甲の指定する期日までに補正を行うものとする。
3. 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査すること、または報告を求めることができる。

【事業内容の変更等】

- 第5条 甲は、必要があるときには、委託事業の内容を変更することができる。この場合において、委託料を変更する必要があるときには、甲乙協議して書面によりこれを定める。

【委託料の支払い】

- 第6条 乙は、成果品を納入し、甲の検査が完了したときは、委託料を甲に請求するものとする。
2. 甲は、前項の請求があったときは、その受領した日から30日以内に当該委託料を支払うものとする。

【委託料の精算】

- 第7条 委託料の精算にあたり、精算額が委託料の額を下回った場合は、精算額を委託料の額とし、変更契約書を省略するものとする。

【再委託等の禁止および権利譲渡等の禁止】

- 第8条 乙は、甲の承認を受けない限り委託業務を第三者に委託したり、請け負わせたりしてはならない。
2. 乙は、この契約によって生じる権利および義務を第三者に譲渡したり、担保に供したりしてはならない。

別記

個人情報取扱特記事項
 (個人情報の取扱い)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この委託業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

(安全確保の措置)

第4 乙は、この委託業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第5 乙は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6 乙は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、この委託業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この委託業務の処理を行うために甲から引き渡され、または乙自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲の指示に従い、委託業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(委託業務に従事する者への周知および監督)

第9 乙は、この委託業務に従事している者に対し、この委託業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 乙は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、随時に調査をすることができる。

(指示)

第11 甲は、乙がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生の報告)

第12 乙は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除および損害賠償) ※契約書中に契約解除および損害賠償に関する定めがない場合

第13 甲は、乙が「個人情報取扱特記事項」の内容に反していると認めたときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。

滋賀県学校飼育動物適正管理指導事業実施要領

平成18年6月 2日 制定

平成20年6月25日 改正

平成22年4月 1日 改正

農政水産部畜産課

1. 事業の趣旨

近年、児童の情操教育の一環で、多くの学校等では動物が飼育されており、これら学校飼育動物の適切な飼育管理や動物由来感染症等に対する正しい知識を指導啓発する獣医師の役割が重要となってきた。

そこで、学校飼育動物のモニタリング調査体制を確立し、あわせて獣医師による保健衛生指導を充実させることにより、学校飼育動物の保健衛生の向上と周辺の畜産経営体等への伝染性疾病の伝播リスクの軽減を図ることを目的とし、本事業を実施する。

2. 事業の内容

消費・安全対策交付金実施要領（平成17年4月1日付け16消安第10272号消費・安全局長通知）のほか、この実施要領により次のとおりとする。

(1) 推進会議の開催

畜産課は、教育現場における保健衛生指導およびモニタリング調査体制の確立を図るため、家畜保健衛生所、市町、畜産関係団体、民間獣医師、学校教育関係者等で構成する推進会議を開催し、以下のことを検討する。

- ① 本調査について、調査学校等数、調査頭数および調査地点（学校等）の選定等を行う。
- ② 民間獣医師、学校教育関係者等を対象に、学校飼育動物に関する飼育管理指導および衛生管理指導を行う。
- ③ 調査終了後、結果を取りまとめ、その原因と対策等を検討する。

(2) 調査の実施

学校飼育動物における病原体保有状況を把握し、教育現場における保健衛生指導に資するため、(1)で選定された調査地点において、モニタリング調査およびアンケート調査を実施する。

① モニタリング調査の内容

県が定める調査対象病原体と検査方法については下表のとおりとする。また、調査対象病原体とは別の動物由来感染症について調査する場合は、病性鑑定指針にある全国的な方法を用いる。

表 統一調査対象病原体と検査方法について

病原体	対象動物	材料	検査方法	病性鑑定指針*
サルモネラ	鶏 鶏 兎	血液 糞便 糞便	ひな白痢抗原による平板凝集反応 細菌検査（増菌・分離培養） 〃	316～323頁
キャンピロバクター	鶏 兎	糞便 〃	細菌検査（分離培養） 〃	96～99頁
コクシジウム	鶏 兎	糞便 糞便	オーシストの検出（浮遊法） 〃	374～375頁

平成22年度学校飼育動物適正管理指導事業に関する業務委託仕様書

(事業の目的)

第1条 この事業は、学校飼育動物のモニタリング調査体制を確立し、あわせて獣医師による保健衛生指導を充実させることにより、学校飼育動物の保健衛生の向上と周辺の畜産経営等への伝染性疾病の伝播リスクの軽減を図ることを目的とする。

(委託の範囲)

第2条 委託する内容は、「消費・安全対策交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16消安第10272号消費・安全局長通知)の別添事業メニューの実施に当たってのガイドライン第1の2の(1)のイの(オ)のbに基づく学校飼育動物のモニタリング調査業務とする。

(委託の期間)

第3条 委託する期間は次のとおりとする。
平成22年7月1日から平成23年3月31日まで

(委託事業の受託)

第4条 この事業を受託しようとするものは、見積書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

(委託の内容)

第5条 委託する業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 調査対象学校における学校飼育動物の動物由来感染症のモニタリング調査
- (2) モニタリング調査結果等を基にした保健衛生指導
- (3) 前各号に附帯する業務

(委託業務の実施)

第6条 委託業務の実施については、次のとおりとする。

- (1) 事業の対象
事業の対象となる学校は、県下の小学校・幼稚園等12校とする。
- (2) 実施方法
滋賀県学校飼育動物適正管理指導事業実施要領によるモニタリング調査等を行う。

(成果物の提出)

第7条 本委託業務の成果物は、事業完了後すみやかに、事業完了報告書(様式第2号)に事業実施報告書(様式第3号)を添付し、知事に提出するものとする。

(様式第2号)

文 書 番 号
平成 年 月 日

滋賀県知事 様

(受託者)
住 所
代表者名

平成22年度学校飼育動物適正管理指導事業完了報告書

このことについて、下記のとおり事業を完了したので報告します。

記

1. 事業名

平成22年度学校飼育動物適正管理指導事業

2. 契約年月日

平成 年 月 日

3. 契約期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

4. 実施期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

5. 請負金額

金 円

6. 収支決算

別紙1のとおり

7. 添付書類

平成22年度学校飼育動物適正管理指導事業実施報告書

(別紙1) 収支精算書

1. 収入

科目	金額 (円)	備考
計		

2. 支出

科目	金額 (円)	内訳
計		

「学校動物等調査研究活動」に関する覚書

福岡県教育委員会（以下、「県教委」という。）と、福岡県獣医師会（以下、「獣医師会」という。）は、学校動物等調査研究活動実施要領3-(2)-アに基づき、活動を円滑に実施するため、実施手続等の基本的事項について下記のとおり覚書を締結する。

記

1 実施校の決定

実施校については、県教委が市町村教育委員会と協議の上、各教育事務所管内の小中学校から数校を決定する。

2 協力医の決定

活動に協力する獣医師は、学校の所在地等を勘案の上、獣医師会が各支部と協議して指定する。

3 実施方法

各学校においては、獣医師会が指定した協力医の協力を得て調査研究活動を行う。

4 実施回数

各実施校において年間数回程度実施する。

5 謝礼等

各学校は、予算の範囲内において、実費等を支払うものとする。

6 その他、本覚書に定めのない事項及び本覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度双方で協議し、解決にあたる。

平成13年5月15日

福岡県教育庁教育振興部義務教育課長 高山 俊 夫

福岡県獣医師会長 藏 内 勇 夫

自治体 (区市町村) 名	行政との事業がある場合は書いてください (書類での契約がある場合は、 事業名の頭に○を付けてください)	契約 年度	支援・事業内容 アウイイで記入*	対象 施設 数	行政からの交付 金額	参加人数 /全会員 数(内開業 数)	行政の窓口
西東京市	○西東京市立小学校の動物飼育に関 わる動物診療及び飼育指導委託契約	H 3	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、	19	1,088,700円	13/14 (14)	教育委員会、 市長との契約
						(/)	
						(/)	
						(/)	
						(/)	

* 「事業内容」は、下記の該当するものの記号をご記入ください。

ア 学校への「飼育に関する相談窓口」設置 (飼育や保健衛生他) イ 学校飼育動物の無料・実費診療 ウ 全対象施設への定期的な訪問活動
 エ 希望施設への訪問活動 オ 授業への協力 カ 学校の動物を使用したふれあい教室に協力
 コ 学校の動物飼育に関する教員研修会に協力 ク 学校飼育動物に関する獣医師向け研修会 ケ 学校飼育動物に関する調査
 その他 ()

6) 教員研修会を実施した支部は内容を記入してください

月 日 対象 (幼稚園・保育園・小学校・中学校) 主催者 (教育委員会・獣医師会・その他)
 内容 ()
 月 日 対象 (幼稚園・保育園・小学校・中学校) 主催者 (教育委員会・獣医師会・その他)
 内容 ()
 月 日 対象 (幼稚園・保育園・小学校・中学校) 主催者 (教育委員会・獣医師会・その他)
 内容 ()

7) 本年度からの新規事業がありましたら以下に記入してください

講師リスト

(1) 学校での動物飼育活動の普及啓発・円滑支援のための講師リスト

学校での動物飼育活動の普及啓発・円滑支援を行うためには、地方獣医師会が会員の獣医師に対して学校飼育動物への理解と協力を得るために飼育支援と診療技術と動物介在教育に関する研修、講習会を開催するとともに、教育関係者に対する市民公開講座、研修の開催が必要とされ、地方会からの要望に応えられる講師を示す。

講師リスト

A 獣医師に対する普及啓発

a 飼育支援のあり方

各地で先進的に学校動物飼育支援に取り組み、獣医師に対する講習会で講師のできる獣医師

中川美穂子	東京都獣医師会
桑原保光	群馬県獣医師会
處愛美	福岡県獣医師会
宮川保	新潟県獣医師会
杉本俊彦	愛知県獣医師会
会亀昭夫	大阪府獣医師会
関 一弥	北九州獣医師会

b 飼育動物診療分野の講師

ウサギ、モルモット、ハムスター、チャボなど学校飼育動物の診療に詳しく、獣医師に対する講習会での講師のできる獣医師

林典子	東京都獣医師会
霍野晋吉	神奈川県獣医師会

チャボ 鶏病研究会の人

c 教育関係者の講師

生活科、理科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（飼育委員会）などを担当し学校動物飼育に理解があり各地での講習会の講師が可能な教育関係者

田村学	文部科学省教科調査官（生活科・総合）
杉田洋	文部科学省教科調査官（総合・特別活動）
日置光久	文部科学省視学官（理科）
村山哲哉	文部科学省教科調査官（理科）
永田繁雄	東京学芸大学教授（道徳）
鳩貝太郎	国立教育政策研究所総括研究官（生物）
唐木英明	東京大学名誉教授
嶋野道弘	文教大学教授（生活科）

B 学校関係者に対する普及啓発

a 飼育支援、飼育指導に関する講師

各地で先進的に学校動物飼育に取り組み、教員研修、教員養成課程などで講師を務める実績を持ち、学校動物飼育のあり方や、教育的効果のある飼育方法についての学校関係者に講義できる獣医師

中川美穂子	東京都獣医師会
桑原保光	群馬県獣医師会
處愛美	福岡県獣医師会
宮川保	新潟県獣医師会
清水かおり	大阪府獣医師会
前田直樹	愛知県獣医師会
大門由美子	福井県獣医師会
田村兼人	石川県獣医師会
河南明孝	滋賀県獣医師会
和田茂雄	京都市獣医師会
関 一弥	北九州獣医師会
妻神和憲	青森県獣医師会

1. 学校教育課程における動物飼育の適正実施の普及啓発など

(1) 教育課程と飼育活動

1) 小動物の飼育の根拠について

08年に交付され、11年に完全実施される学習指導要領には、生活科と理科と特別活動(飼育委員会)で学校飼育動物に関する記述がある。

特別活動は飼育委員会活動を意味し、これは教育課程とは別のことである。

理科は、中学年の学習指導要領に「体の構造」という単元があるが、その解説書に「学校飼育動物も継続観察すると良い」と明記されている。

生活科の学習指導要領には、「2年間の目当てをもって動物を継続して飼うこと」と明記され、解説書に地域獣医師の支援をうけるように明記されている。しかし、動物を指定していないため、カブトムシで済ませることができる。つまり、実際には、学校飼育動物の継続飼育が教育課程に位置づけられているとは言えないのが実際である。

総合の学習で命の教育に位置づけている学校も見られているが、総合の学習は何を主題にしても学校の特色として選ぶことができ、いわゆる学校飼育動物の飼育に関して強制的な意味をもっていない。

2) 学校に飼育の意義を提示する

前項のように、小動物飼育の確かな根拠は無いといえるが、しかし、以下の資料が示すように、学校がウサギやチャボの飼育の目的を理解して、教育課程に位置づける事によって、子ども達に、良好な人格形成などに効果が現れることが判明している。

簡単ではないが、動物の人への影響を理解している獣医師が、積極的に学校等に向けて「教育側に教育課程に位置づけた動物飼育の教育的成果」の資料を提示する事で、動物も子どもも幸せな飼育活動継続の普及啓発することが重要である。また獣医師の支援体制を保証することで、教師も楽に、安心して子どもと動物を触れ合わせることができるようになると伝えることも重要である。

資料 日本理科教育学会で発表の中島・中川の論文

岩手県教員の報告「飼育を熱心にやる子は」

全国学校飼育動物研究会での発表事例

参考図書・全国学校飼育動物研究会編(飼育の理論と事例集)

「学校・園での動物飼育の成果—心・いのち・脳を育てる—」

資料 学習指導要領 (生活科編、同解説書)

(特別活動とその解説書)

学校衛生法の清潔の基準 動物愛護と管理の法律

(2) 動物飼育の適正実施の普及啓発

1) 学校向けに教育課程に位置づけた適正飼育を紹介し、実践を支援する。

教師に、おっとりと動物を抱く指導を行い、動物のかわいさを実感させる。

衛生不安について、生物学的な助言をして、安心できるように助言する。

* ウイルス感染には種の壁があり、一番、人に感染する病原を持っているのは人である。

* 常識的な手洗い、掃除などを行っていれば、ほとんど心配無い。

2) 教員研修で、飼育の目的・意義とあり方の理論と実習を行う。

大学でのこの種の授業を受けていない教員に、飼育の目的とあり方、教育的意義の講義を行い、同時にふれあい教室の実習を行う。教員にも実際に動物を抱かせて、生き物を実感してもらうことで、恐怖心を払拭できるように図るのは重要である。

3) 教育大学と獣医大学での「動物飼育と教育」の授業拡大を推進する

地方獣医師会の指導者はその地区の教育大学の生活科教育の研究者(教授)に、現学習指導要領の継続飼育について、確認し、そのためにも、また「新任教諭の2割は飼育担当にされる」(栃木県獣医師会調査報告より)ことを伝えて、将来教師になる学生に「動物飼育活動」に関する授業が必要だと説得して、単位取得に繋がる授業を実現させたい。同様に獣医大学にも、この問題の理論と実習をして、学生が将来獣医師会に入会することと、獣医師として子どもの健全育成に貢献できる方法を伝えておく。

なお、授業内容は、「飼育の目的と飼育方法」と、「その教育的成果」、そして「学校側が危惧している衛生上の不安と休日の飼育活動維持に関する解決法の提示」とする。特に教師は子ども達が好きなので、子どもの笑顔の写真を多く取り入れると、子どもへの動物の意義を理解する傾向がある。

参考：日本獣医師会発行

「学校飼育動物診療ハンドブック」「学校飼育動物保健衛生指導マニュアル」
ファームプレス 「学校獣医師の診療と役割」
東京都獣医師会・日本小動物獣医師会発行「学校訪問指導マニュアル」
日本小動物獣医師会 学校獣医師講座 CD

最後に)

これらの研修内容について、日本獣医師会に講師の派遣を依頼すれば、先進の地域の方法を知ることができるだろう。

学年動物飼育が動物に関する知識および心理的成長に与える影響

小学4年時から6年時までの縦断研究

中島由佳（日本学術会議），中川美穂子（西東京市学校獣医師・白梅学園大学大学院）
無藤隆（白梅学園大学大学院教授）

「4年生全員で飼育活動を行う学校の4年生」と「飼育委員会活動方式で飼育を行わない4年生」について、飼育体験前の3年生終わり（T1）、体験した4年生終了時（T2）、そしてその1年経過した5年生終わりの時点（T3）で、「学校適応」「他者への温かさ向社会的態度」などを調査比較した。

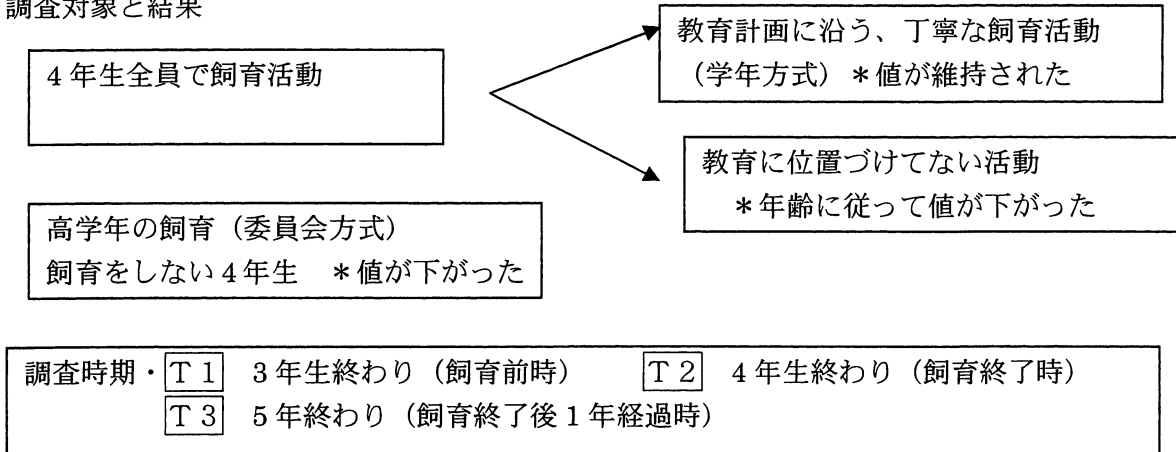
結果、学年飼育群でも「年間計画にそって、1学期飼育導入事業から3学期の下級生への飼育引継ぎ集会など、丁寧に学年飼育を実施した学年方式群」は、「学年不適切飼育群や当該学年児童が直接に飼育に関わらなかった委員会方式群」に比べて、道徳性（他者への温かさ、向社会的態度）や学校適応において明らかに良い影響があった。

さらに、追跡調査の結果、委員会方式（4年は飼育しない）群は、一般に見られるように年齢に従って低下する現象が見られたが、学年方式群の子達は、飼育中に受けた良い影響が向社会的態度（図1）において飼育終了後も続き、ほぼ横ばいで維持していた。学校適応「学校に来るのが楽しい」も同様であった（図2）

このことから、体験を抜きにした道徳教育は効果が薄れることと、丁寧な飼育活動には今求められている道徳的意義が非常に高い傾向があったと言える。また、友人と一緒にを行う飼育活動と動物との触れ合いが「友人との関係作り」や「学校が楽しくなる」効果を生むことも明らかにされた。

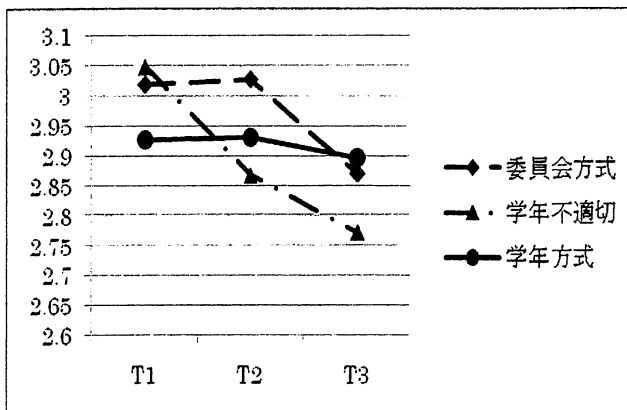
（2009年8月第59回日本理科教育学会にて中島と中川が発表）

調査対象と結果

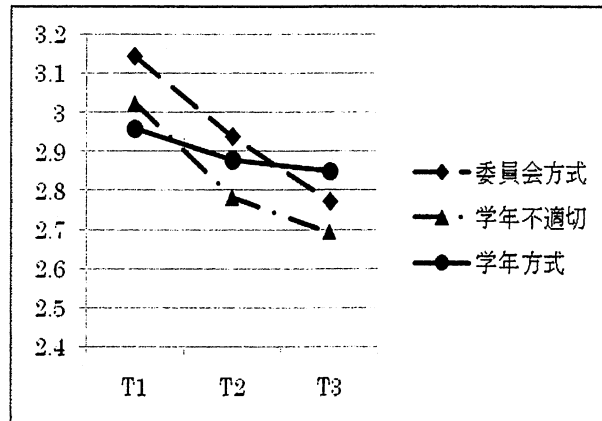


調査時期・ T1 3年生終わり（飼育前時） T2 4年生終わり（飼育終了時）
T3 5年生終わり（飼育終了後1年経過時）

* 図1・各群3時点での向社会的態度の推移



* 図2・各群3時点での学校適応の推移



「学校で動物飼育を頑張った子は、社会への関心が高く素直に感動できる」

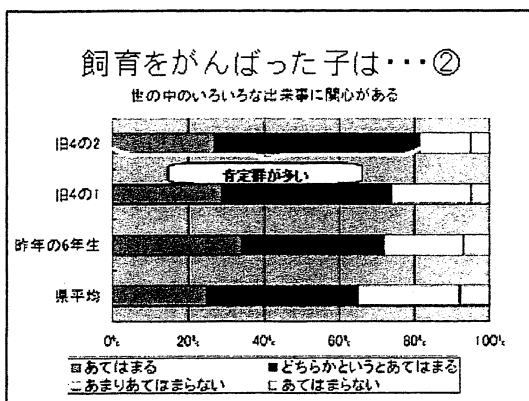
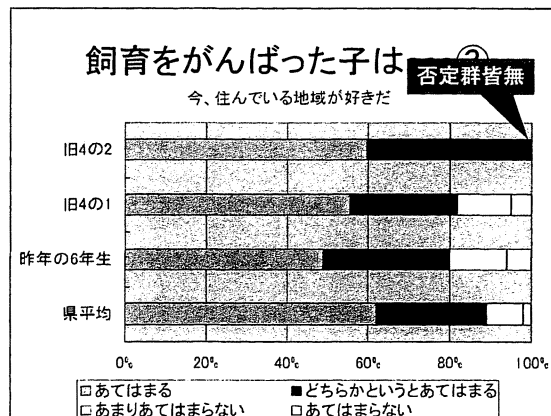
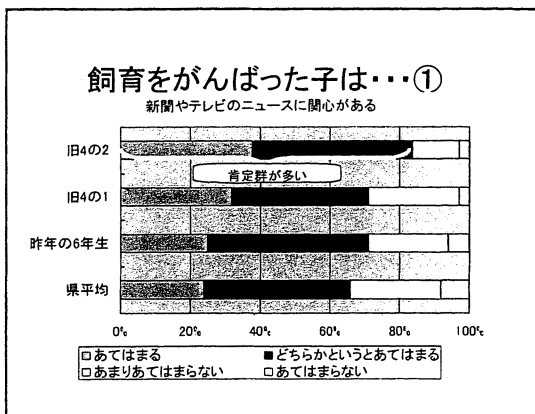
(花巻市立矢沢小学校 小椋孝史教諭)

3年生の時から、飼育担当の担任について、飼育舎に親しんでいた1組の子たちは、飼育担当学年の4年生になったとき、動物をかわいがり、熱心に一日も休まず交代で世話をし、先生が手伝うと先生にお礼を言うようになっていた。

この子達が6年生になったとき、文部科学省の学力・学習テストのうち数項目を、2組の子達や昨年の6年生の結果と比較した。

結果

飼育を頑張った子は、他と比べて「ニュースや新聞をよく読む」「世の中のことに興味がある」「今住んでいる地域が好き」と答えた子が多かった。特に住んでいる地域を否定する子は一人もいなかった。つまり、情をかけた動物に対して、飼育活動を頑張った子は、「自分以外のことにも関心が持てる。」「教わったことを素直に受け入れ感動できる」傾向がみられた。



また、児童の飼育活動は「先生と一緒にやるとやる」活動で、動物のために、飼育を手伝う先生に向かって、心の底から自然に「ありがとう」を言えるようになった。

愛情をかけながら熱心に飼育活動をした子は

- ・飼育舎の清掃を楽しく感じ、勤労意欲も向上する
- ・ニワトリと遊ぶ時間を確保する
- ・「責任感」より「命」を重視するようになる
- ・きれいにできた という満足感を得る
- ・「飼育を好き」と感じる

* 自分以外のことにも関心が持てる

* 教わったことを素直に受け入れ感動できる」

動物飼育と教育の参考書

「鳥の病気」・・・鶏病研究会

「ふれあい」子供向け 群馬県獣医師会

「ふれあい教室指導用マニュアル」獣医師向け 群馬県獣医師会

「ふれあい解説書」教員向け 群馬県獣医師会

「八戸市学校飼育動物 管理マニュアル」青森県三八支部獣医師会

「動物通信 園と学校での動物の飼い方」東京都獣医師会北多摩支部

「新学習指導要領の展開特別活動編」新富康央編著 (P136-) 明治図書

「学校での望ましい動物飼育のあり方」 (文部科学省) 配送 HP 掲載

「学校・園での動物飼育の成果～心・いのち・脳を育む～」 理論と事例集 緑書房

「学校飼育動物と生命尊重の指導」鳩貝太郎・中川美穂子執筆編集 教育開発研究所

「みんなで育てよう・学校飼育動物」 少年写真新聞社

「獣医さんに聞く、学校の動物 ぎもん・しつもん110」 偕成社

「学校獣医師の役割と診療」ファームプレス 監修・中川美穂子

獣医師の役割と飼育活動の意義、学校での飼育方、亀、魚も含んだ学校飼育動物の診療と人との共通感染症予防について解説と対策：エンセファリトゾーン ハンタウイルス

「学校飼育動物のすべて」ー子供と、ゆとりある飼育を楽しむためにー ファームプレス

「エキゾチックス etc 診療ガイド」 群馬県獣医師会

「インコ」、「ニワトリ」、「アヒル」、「モルモット&ハムスター」「ウサギ」 岐阜県獣医師会

「学校飼育動物保健衛生指導マニュアル」02年・・・(社)日本獣医師会)

「学校飼育動物活動の推進について」(活動の経過と事業推進の指針)05年 日本獣医師会

「こどもの心を育てる学校での動物飼育」(学校獣医師制度の必要性和活動事例)

07年 日本獣医師会

「学校訪問指導マニュアル-動物介在教育支援活動」 日本小動物獣医師会

「学校訪問指導マニュアルー獣医師の学校へのかかわりと活動ー」 東京都獣医師会

「アニマルセラピーって何だ？」横山章光・・・日本放送協会出版

「子どものためのアニマルセラピー」B. M. レビンソン・・・日本評論社

松田和義 東 豊監訳

HP 「学校飼育動物を考えるページ」 ヤフーで (学校飼育動物) 検索

開業の獣医師会員の情報交換網：CAS-ML 全国学校飼育動物獣医師連絡協議会

ML 会員名簿：http://www.vets.ne.jp/~school/pets/kaiin_meibo.htm

(登録希望受け付け：owner-cas_ml@iijnet.or.jp)

学校飼育動物を考えるページ <http://www.vets.ne.jp/~school/pets/>

平成 21 年度学校動物飼育支援体制のまとめ

1 支援の状況（獣医師会が支援を行っている自治体数）

(1) 全域で支援が行われている都道府県：24 都道府県（872 市区町村）

(2) 支援が行われている政令指定都市：(14 市)

(3) 支援が行われている市区町村：(123 市区町村)

計 1009 市区町村（全国の市区町村数 1750 の 57.7% に当たる。）

2 支援活動における獣医師会と行政との連携の状況

(1) 学校獣医師が教育長から委嘱されている自治体

嘱託獣医師任命：茨城県 群馬県 蕨市 戸田市 内灘町

非常勤公務員扱い学校獣医師任命：八戸市

(2) 獣医師会（支部を含む）に事業を委託している自治体

ア 5 県（164 市区町村）：茨城県 栃木県 群馬県 滋賀県 奈良県

イ 11 政令都市：京都市 横浜市 神戸市 北九州市 川崎市 福岡市 千葉市 さいたま市
新潟市 浜松市 相模原市

ウ 80 市区町村（以下のとおり）

青森県）八戸市

埼玉県）蕨市 戸田市 所沢市 川越市 新座市 久喜市 三芳町 草加市 ふじみ野市 入間市

東京都）渋谷区 練馬区 江戸川区 板橋区 世田谷区 杉並区 品川区 小平市 府中市 狛江市 国分寺市
西東京市 八王子市 調布市 日野市 清瀬市 武蔵野市 東久留米市 町田市 稲城市

神奈川県）秦野市 藤沢市 茅ヶ崎市 大磯町 横須賀市 三浦市

千葉県）柏市 市川市 習志野市 船橋市 君津市 浦安市

山梨県）笛吹市

新潟県）佐渡市 三条市 燕市

愛知県）岡崎市 春日井市 小牧市 稲沢市 岩倉市

岐阜県）岐阜市 山県市 各務原市 笠松町 揖斐川町 大垣市 神戸町 池田町 八百津町 美濃市 瑞穂市 関
市 坂祝町 川辺町 美濃加茂市 可児市 中津川市 土岐市 飛騨市 高山市 木曽市 下呂市

三重県）四日市市 石川県）金沢市 内灘町 京都府）宇治市 愛媛県）松山市

長崎県）佐世保市

（事業委託地域合計 255 市区町村 全国の市区町村数 1750 の 14.6% に当たる。）

学校動物飼育支援事業に係る地方会アンケート集計結果

獣医師会	1、実施	2、委員会		3、実施地域	4、実施内容 ア:相談窓口の設置、イ:無料・実費診療、ウ:全施設への定期訪問、エ:希望施設への訪問、オ:授業協力、カ:ふれあい教室、キ:教員研修、ク:獣医師研修会、ケ:施設、衛生管理調査、コ:その他			開始年度
			人数		内容	事業名		
北海道	×	○	7		ア			
青森県	○	×		管内全域・市町村	コ	学校飼育動物支援事業	20	
岩手県	○	×		市町村	イ、エ、オ、ケ	学校飼育動物支援事業	19	
宮城県	○	○	9	管内全域	ア、ク、コ	動物愛護講習会・学校飼育動物相談	15	
秋田県	×	×						
山形県	○	○	6	決まってない	イ、エ、キ、ク	学校飼育動物支援事業	17	
福島県	○	×		管内全域	ア、イ	学校飼育動物愛護支援事業	12	
仙台市	×							
茨城県	○	○		管内全域	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ	学校獣医師設置推進事業	1	
栃木県	○	○	11	管内全域・市町村	ア、イ、エ、オ、カ、キ	学校飼育動物の適正飼養指導事業	11	
群馬県	○	○	15	管内全域	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ	ふれあい教室事業	10	
埼玉県	×	×						
千葉県	×	○	10	市町村	イ、エ、オ、カ	支部で異なる		
神奈川県	○	○	5	決まってない	ア、エ、オ、キ、ク	学校飼育動物巡回指導事業	15	
山梨県	○	○	23	市町村	オ、カ	学校動物飼育支援事業	15	
横浜市	○	×		管内全域	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク	学校飼育動物の飼育指導業務等委託事業		
川崎市	○	○	3	管内全域	イ	川崎市立小学校における飼育動物の診療等に関する協定	8	
東京都	○	○	5	管内全域・市町村	ア、エ、オ、カ、キ、ク、コ	東京都獣医師会学校飼育動物活動事業	11	
新潟県	○	○	13	市町村				
富山県	×	○	3	管内全域	キ、ク	学校飼育動物支援事業	22	
石川県	○	検討中		市町村	ア、イ、ウ、カ	学校飼育動物愛護支援事業		
福井県	○	○	8	管内全域	ア、イ、エ、オ、カ	学校飼育動物支援事業	14	
長野県	○	○	10	管内全域	ア、イ、エ、オ、キ	学校飼育動物支援事業、学校飼育動物診療支援事業	10	
岐阜県	○	○	14	市町村		学校飼育動物サポート事業		
静岡県	○	検討中		市町村				
愛知県	○	○	8	管内全域・市町村	ア、カ、キ、ク、ケ	学校動物飼育	16	
名古屋市	○	○	4	市町村				
三重県	○	×		管内全域・市町村	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク	学校飼育動物事業	13	
滋賀県	○	○	11	管内全域・市町村	ア、イ、エ、オ、カ、キ、ク、コ	学校飼育動物事業委員会	13	
京都府	○	○		市町村	ア、イ、ウ、キ	学校飼育動物医受託事業		
大阪府	○	○	9	管内全域	ア、イ、オ、キ、ク	大阪府教育委員会との連携による飼育環境の改善	18	
兵庫県	○	○	9	市町村			13	
奈良県	○	○	25	管内全域	ア、イ、エ、オ、カ	学校飼育動物支援事業	16	
和歌山県	○	○		管内全域	ア、エ	動物由来感染症(教育現場型)整備事業	14	
京都市	○	○	4	管内全域	ア、イ、エ、オ、カ、キ、ク、コ	学校飼育動物対策事業	10	
大阪市	大阪市の「大阪市動物愛護推進協議会」に会員獣医師を2年に1度(H21.4.1~H23.3.31は21名)推薦し、推薦された獣医師は大阪市より動物愛護推進							
神戸市	○	○	5	管内全域	イ、エ、オ、カ、キ	学校飼育動物訪問指導事業	14	
鳥取県	検討中	×						
島根県	×	×						
岡山県	○	○	6	管内全域	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク	学校飼育動物サポート事業	13	
広島県	○	○		管内全域	オ、カ、キ	命の大切さ対応推進事業	21	
山口県	○	×						
徳島県	○	○	7	管内全域	イ、エ、オ	学校飼育動物サポート事業	16	
香川県	×	×						
愛媛県	○	×		市町村				
高知県	×	×						
福岡県	○	○	8	管内全域・市町村	ア、イ、エ、オ、カ、キ、ク		10	
福岡市	○	○	11	管内全域	ア、イ、エ、オ、カ、キ、ク	市立小学校、幼稚園で飼育する小動物の診療および飼育指導	7	
佐賀県	○	○	10	管内全域	ア、イ、エ、カ、キ、ク、ケ	学校飼育動物に関する支援 学校飼育動物を通じた教育の推進	19	
長崎県	○	○	9	管内全域	カ、キ	動物介在活動対策	16	
熊本県	○	○	8	決まってない	エ、カ、キ、ケ	動物由来感染症監視体制整備事業	12	
大分県	×	×						
宮崎県	○	○	9	管内全域	コ	学校飼育動物の状況調査(アンケート)	21	
鹿児島県	○	○		管内全域・市町村	イ、キ	学校飼育動物適正飼養管理事業	18	
沖縄県	○	○	7	決まってない	ア、エ、オ、カ、キ、ク	学校飼育動物支援事業	15	
北九州市	○	○	10	管内全域	ア、イ、カ、キ、ク	学校飼育動物支援事業	15	

※ 渋谷区 練馬区 江戸川区 板橋区 世田谷区 杉並区 品川区 小平市 府中市 狛江市 国分寺市 西東京市 八王子市 調布市 日野市 清瀬市 武蔵

学校動物飼育支援事業に係る地方会アンケート集計結果

獣医師会	5、実施施設数						6、行政からの受託状況		7、参加獣医師数			8、行政の対応部局	9、行政以外の実施主体
	実施小学校	対象小学校	管内小学校	実施幼稚園	対象幼稚園	管内幼稚園	契約初年度	金額	参加	会員数	開業者数		
北海道												教育	
青森県								624,000市	8	110	35	教育	地方会主導
岩手県	5	5	48	5	5	32			56	421	150		
宮城県	3	333	333	1								教育(指導)	地方会独自
秋田県													
山形県									60	355	88	教育(指導)・学校	地方会独自
福島県	24	523	523	17	354	354			86	529	235	教育(指導)	地方会独自
仙台市													
茨城県	68		569				1	2,353,250	70	689	271	教育・保健福祉	獣医師個別
栃木県	76	211	211	2	201	201	11	1,760,000市県	93	563	209	教育(指導)・学校	
群馬県	278	357	357	55	216	216	10	8,334,000	142	538	232	動物愛護	
埼玉県								1,310,400市					
千葉県	329			2			支部ごと	3,072,000市	181	232	232		
神奈川県	64	403	403	3	360	360	15	1,380,000市	85	716	229	教育(指導)	獣医師個別
山梨県	10						15	250,000市	23	183	65	その他	
横浜市	48	345	345				22	999,600	250	432	250	教育(指導)	
川崎市	25	114	119				8	950,000	15	59	59	教育(指導)	
東京都		1300	1300					8,300,000市区町村	517	1300	470	教育(指導)(学務)・家畜衛生	
新潟県								2,814,580市					
富山県												教育(指導)	
石川県	64	64	64					1,400,00市町	23	27	27	教育	地方会主導
福井県	20	214		7	97				23	139	34	教育(指導)	地方会独自
長野県	10	395	395	1	119	119			165	639	165	家畜衛生	地方会主導
岐阜県								4,354,000市町					
静岡県								実費					
愛知県	21	722	722					210,000市	37	933	461	教育(指導)	地方会独自
名古屋市													地方会独自
三重県								100,000市	38	335	143	教育	地方会と行政が協力
滋賀県	6		230	4		180	16	324,000市県	70	327	83	家畜衛生・学校	地方会独自・獣医師個別
京都府	22	22	22				11	440,000市	34	342	17	教育	
大阪府								23,000講師	160	730	320	教育(指導)	地方会と行政が協力
兵庫県								1,710,000市					
奈良県	70		200	5			21	270,000	25	260	100	家畜衛生	地方会独自
和歌山県	15								35	199	60	家畜衛生	地方会独自・獣医師個別
京都市	100	186	186	10	18	18	22	500,000	40	132	81	教育(指導)(学務)・学校	地方会主導
大阪市	員として委託されている。												
神戸市	5	5	171				14	13650/1人1回	10	127	97	動物愛護	地方会主導
鳥取県													
島根県													
岡山県	10		431	10		338	13		20	600	137	教育(指導)・家畜衛生	地方会独自・獣医師個別
広島県									12	719	169		地方会独自・獣医師個別
山口県													
徳島県	11	11		2	2				23	278	55	教育	地方会独自
香川県												教育	
愛媛県								2,047,500市					
高知県													
福岡県	10	486	486				10		73	651	206	教育(指導)	地方会と行政が協力
福岡市		146	146		9	9	11	1,000,000	57	57	57	教育(指導)	
佐賀県	5	200	200						20	250	30	教育(指導)	地方会独自
長崎県								200,000市				教育	地方会と行政が協力
熊本県	5	5	21						10	450	202	家畜衛生	行政主導
大分県													
宮崎県									9			教育	地方会独自
鹿児島県	75	597							30	48	48	教育(指導)	地方会主導
沖縄県	9		280	1		278			8	355	62	動物愛護	獣医師個別
北九州市	33		105	3		8	20	300,000	44	83	44	教育(指導)	地方会主導

野市 東久留米市 町田市 稲城市 小金井市 * 東京学芸大学+ 目黒区 * 足立区 * 千代田区 * 北区 * 葛飾区 * 豊島区 * 大田区 * 江東区 * 文京

学校動物飼育支援事業に係る地方会アンケート集計結果

獣医師会	10、新規活動予定
北海道	
青森県	
岩手県	学校飼育動物モデル学校支援事業 予算10万円
宮城県	
秋田県	
山形県	
福島県	
仙台市	
茨城県	従来どおり
栃木県	宇都宮市内の生活科及び総合科担当の小学校教諭を対象に講師を招いて学校飼育動物に関する講話を行う。
群馬県	モルモット・ウサギ(ホーランドロップ)の教室内飼育管理指導連携事業(県教育委員会義務教育課と県獣医師会連携事業)
埼玉県	
千葉県	
神奈川県	県獣としては、学校飼育動物巡回指導事業としてその実績に応じた助成をしているが、支部によりまた市町村教育委員会により対応内容が大きく異なるため、助成金の配分について検討の余地が生じている。そのため、事業の方向性を再度検討するため、会員に対しアンケート調査を行い、集計結果をもとに全市町村教育委員会担当者と意見交換会を予定している。
山梨県	
横浜市	
川崎市	
東京都	支部員に「ふれあい教室実践法のDVD」を配布する
新潟県	地域別に公開講座の開催「学校飼育動物県央地区公開講座」
富山県	7月上旬学校動物飼育担当教諭対象研修会 9月上旬小動物臨床部会会員対象研修会
石川県	
福井県	獣医師会員が講師として小学校生活科研修講座を受け持つ
長野県	学校飼育動物に関する獣医師向け研修会
岐阜県	
静岡県	啓発ポスター等の作成と配布
愛知県	
名古屋市	定期的飼育小屋訪問、教員研修、児童動物ふれあい事業、傷病飼育動物の診療・治療
三重県	
滋賀県	滋賀県獣医師会通常総会(H. 22. 5. 30)での講演会「学校・園での動物飼育と滋賀の取り組み」、学校飼育動物事業の考え方と滋賀県の取り組み・大津市の取り組み
京都府	
大阪府	
兵庫県	
奈良県	
和歌山県	学校飼育動物委員会を立ち上げたので、具体的な活動は今後委員会で検討していく
京都市	行政からの診療費補助
大阪市	
神戸市	昨年までは教育委員会より推薦されたモデル校のみの活動であったが、それ以外の小学校に対しても指導等の依頼があれば獣医師を派遣することとした。
鳥取県	
島根県	
岡山県	平成21年度から本会独自の予算対応であるため、県からの実施要領に縛られずに診療費の一部負担、表彰行事等の新企画を実施中である。
広島県	地方公共団体(教育委員会)等との連携強化を図る。学校飼育動物のサポート体制を構築する。関係機材等の提供。
山口県	①獣医師を対象とした研修②学校教職員を含む一般市民公開講座による研修
徳島県	
香川県	
愛媛県	
高知県	
福岡県	
福岡市	
佐賀県	
長崎県	
熊本県	
大分県	
宮崎県	教員研修会実施検討中
鹿児島県	昨年同様の研修会を開催予定
沖縄県	
北九州市	「北九州市小学校・園動物飼育シンポジウム」目的:学校飼育動物への理解を深め本市の学校・園における動物飼育の円滑な運営に資する 対象:市内の幼稚園小学校教諭 講師:田村学先生 中川美穂子先生 関一弥先生

学校動物飼育支援事業に係る地方会アンケート集計結果

獣医師会	11、学校獣医師の指名・委託状況		12、契約書・実施要領の有無		13、連携のある市町村 (*は事業化されていない。時に講師料のみ予算あり。) (+は学校と直接契約。行政は係わっていない。)
		人数	契約書	実施要領	
北海道					
青森県			無	無	八戸市 青森市*
岩手県					盛岡市*
宮城県	獣医師会	56	無	無	
秋田県					
山形県			無	有	
福島県	その他	86	無	有	
仙台市					
茨城県	行政	48	有	有	
栃木県	その他	46	無	無	佐野市 茂木町 大田原市 小山市 さくら市 宇都宮市 市貝市 那須塩原市 塩谷町
群馬県	行政	142	有	有	
埼玉県					さいたま市(政令) 蕨市 戸田市 所沢市 川越市 新座市 久喜市 三芳町 草加市 ふじみ野市 入間市 志木市* 狭山市* 朝霞市* 和光市* 熊谷市* 深谷市* 本庄市*
千葉県					千葉市(政令) 柏市 市川市 習志野市 船橋市 君津市 浦安市 市原市* 他46市町村*
神奈川県			無	無	相模原市(政令) 秦野市 藤沢市 茅ヶ崎市 大磯町 海老名市* 小田原市* 平塚市* 座間市* 大和市* 綾瀬市* 鎌倉市* 横須賀市 三浦市 伊勢原市* 二宮町*
山梨県	獣医師会	23			笛吹市
横浜市					横浜市(政令)
川崎市			有		川崎市(政令)
東京都			支部は有	有	※
新潟県	獣医師会	61	有	有	新潟市(政令) 佐渡市 三条市 燕市
富山県					
石川県	獣医師会	23	有	有	金沢市 内灘町
福井県					
長野県			無	有	
岐阜県			有	無	岐阜市 山県市 各務原市 笠松町 揖斐川町 大垣市 神戸町 池田町 八百津町 美濃市 瑞穂市 関市 坂祝町 川辺町 美濃加茂市 可児市 中津川市 土岐市 飛騨市 高山市 木巣市 下呂市 岐阜大学+
静岡県	獣医師会	101	無	無	浜松市(政令) 静岡市*(政令)
愛知県					岡崎市 豊田市* 春日井市 小牧市 稲沢市 北名古屋市* 犬山市* 岩倉市 津島市* 弥富市* あま市* 安西市*
名古屋市	獣医師会	30	検討中	検討中	名古屋市*(政令)
三重県					四日市市 鈴鹿市* 津市* 志摩市*
滋賀県			有		大津市
京都府			有		宇治市
大阪府			無	無	東大阪市*
兵庫県					
奈良県				有	奈良市*
和歌山県			無	無	橋本市*
京都市			検討中		京都市(政令)
大阪市					大阪市*(政令)(動物愛護推進協議会)
神戸市			無	無	神戸市(政令)
鳥取県					
島根県					
岡山県	獣医師会	20		有	
広島県			無	無	
山口県	獣医師会				
徳島県				有	
香川県					
愛媛県			有		松山市
高知県					
福岡県	獣医師会	73			
福岡市			有	有	福岡市(政令)
佐賀県					
長崎県			無	無	佐世保市 諫早市*
熊本県					
大分県					
宮崎県			無		
鹿児島県			検討中		鹿児島市*
沖縄県			無	無	豊見城市* 浦添市* 大宜味村* 名護市* 金武町* 那覇市* 嘉手納町*
北九州市			検討中	有	北九州市(政令)

瑞穂町* 奥多摩市* 日の出町* 檜原村* 八丈島村* 大島町* 新島村* 小笠原村*

参考資料

学校飼育動物活動に関するアンケート集計結果

平成21年7月、地方獣医師会に対して行ったそれぞれの地方獣医師会における学校飼育動物活動に関するアンケート調査結果を以下に示す。

- 1 都道府県獣医師会における学校飼育動物に関する事業の実施状況（図1）

実施している	37 (78.7%)
実施していない	9 (19.2%)
検討中	1 (2.1%)

- 2 行政における獣医師会への学校飼育動物に関する事業の委託状況（図2）

都道府県が直接事業委託している	5 (10.6%)
都道府県内の市町村が事業委託している	17 (36.2%)
委託していない	25 (53.2%)

- 3 学校飼育動物に関する地方獣医師会における事業の内容

ア 学校への「飼育に関する相談窓口」設置（飼育相談や保健衛生相談等）	26
イ 学校飼育動物の無料・実費診療	26
ウ 定期的な全教育施設への訪問指導活動	7
エ 希望施設への訪問活動	24
オ 学校飼育動物を活用した授業への協力	23
カ 学校の動物を使用したふれあい教室に協力	24
キ 学校飼育動物に関する教員研修会に協力	26
ク 学校飼育動物に関する獣医師向け研修会	18
ケ 学校飼育動物に関する調査	6
コ その他	7

（※ 一地方会において複数の事業を実施している場合あり）

図1

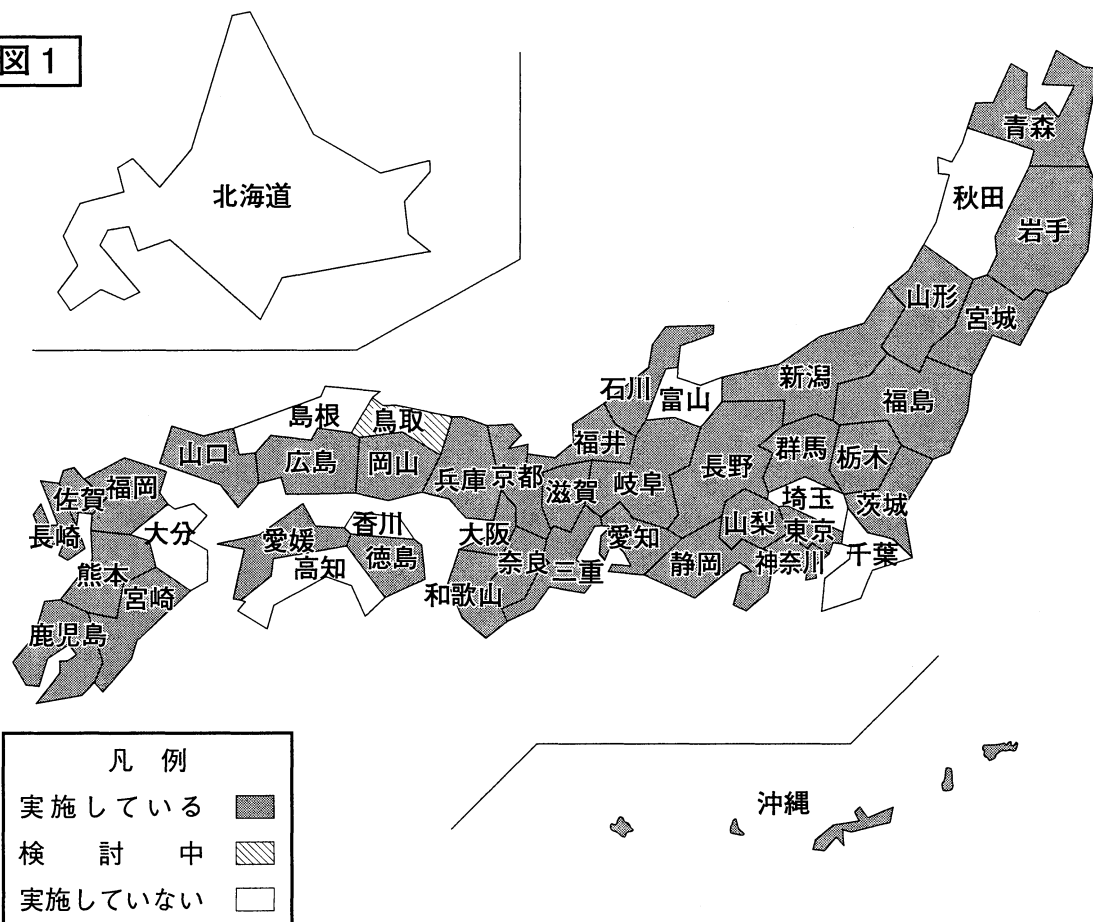
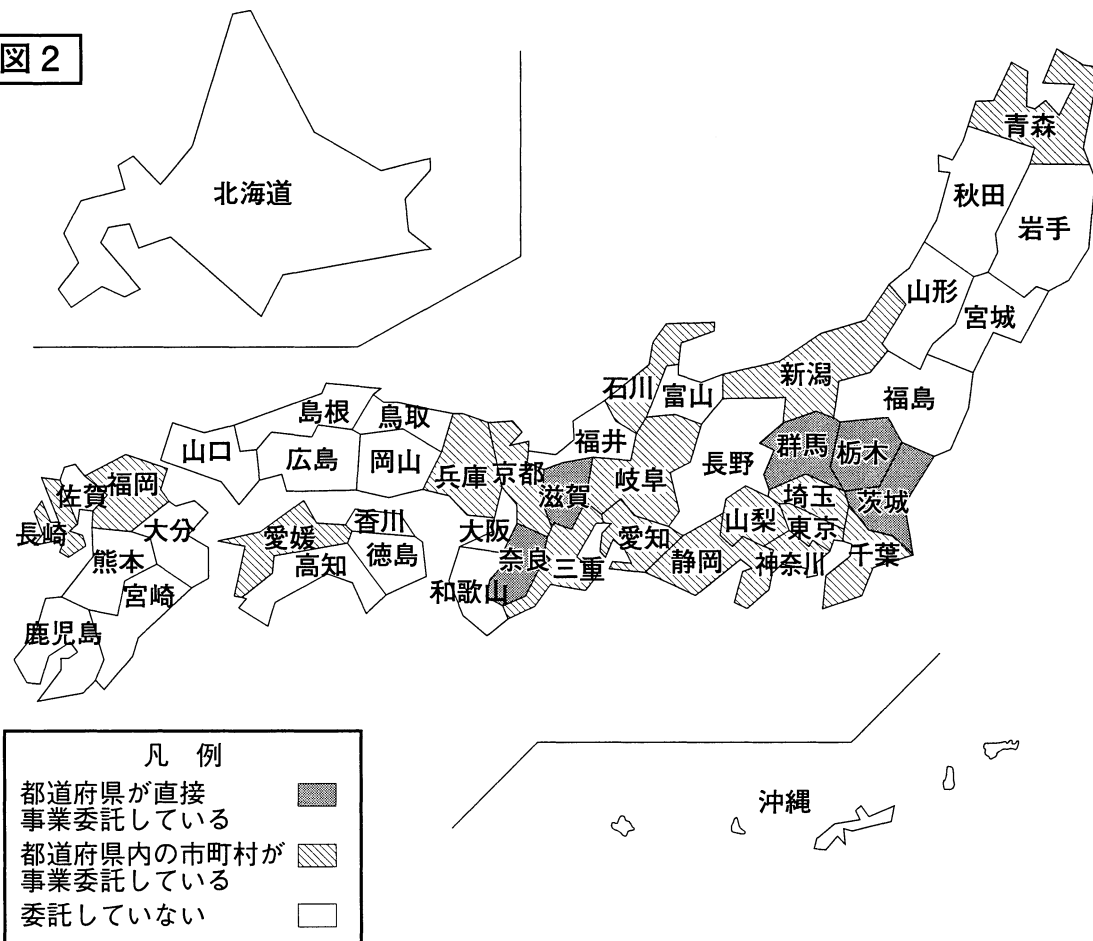


図2



小動物臨床部会学校飼育動物委員会委員

委員 長

近 藤 信 雄 岐阜県獣医師会会長

副 委 員 長

桑 原 保 光 群馬県獣医師会（桑原動物病院院長）

副 委 員 長

中 川 美穂子 東京都獣医師会理事

須 藤 正 之 滋賀県獣医師会（須藤獣医科病院院長）

處 愛 美 福岡県獣医師会（ところ動物病院院長）

宮 川 保 新潟県獣医師会理事

日本獣医師会学校動物飼育支援対策検討委員会報告

学校動物飼育支援活動の標準化に向けて 活動のガイドライン

平成23年6月作成

編集・発行 社団法人 日本獣医師会

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビルディング西館23階

TEL：03-3475-1601 FAX：03-3475-1604

〔日本獣医師会ホームページURL：<http://nichiju.lin.gr.jp>〕



—動物と人の健康は一つ。
そして、それは地球の願い。—